

「障害者差別解消法」施行に伴う

障害学生に関する

紛争の防止・解決等事例集

平成 29 年度収集事例



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

目次

はじめに	1
「紛争」等の概念について	2
事例に学ぶ 紛争の防止・解決等につながる対応や取組	4
01_本来業務に付随しないと考えられる通学途上のニーズについて	5
02_より具体的なニーズ把握の必要性について	6
03_配慮の決定における学内協議のあり方について	7
04_教職員や他の学生に理解されにくいニーズへの対応について	8
05_専門分野におけるよりよい支援機器の選定について	9
06_施設・設備のバリアフリー化（事前的改善措置）について	10
07_介助者の同行、感染症対策等、様々な配慮が必要な学生への対応について	11
08_支援機器や既存のリソースの活用、専門家との連携について	12
09_聴覚過敏への対応方法における様々なアプローチについて	13
10_苦情等の申し立てへの対応において重要なポイントについて	14
11_性別違和（性同一性障害）の学生への対応について	15
12_学外実習における実習先との連携、実習の意義について	16
13_新校舎建設に伴うアレルギー疾患のある学生への対応について	17
14_別の校舎での個別授業を希望する学生への対応	19
15_学外実習における個別の困難に対する支援について	20
16_障害者枠での就職活動の進め方について	21
17_肢体不自由の学生の体育実技、フィールドワークへの参加について	22
事例紹介	
視覚障害	23
聴覚・言語障害	36
肢体不自由	48
病弱・虚弱	77
発達障害	84
精神障害	105
その他の障害	122
平成 29 年度調査及び事例収集	129
協力者会議	135
索引（支援の場面別）	137

はじめに

平成 30 年 6 月

平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての国公立大学等において、学生を含む障害者への差別的取り扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

今後は、障害のある学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想されます。

当機構では、こうした状況を踏まえ、これら紛争の防止や解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度から実施しております。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本調査において各大学等から提出いただいた具体的事例については、これらを分析して公表し、さらに蓄積、普及していくことで、各大学等における紛争の防止や解決に向けた一助となることを期待しております。高等教育機関や相談機関等の関係の皆様におかれましては、合理的配慮を行なう際などにおける参考資料として、本事例集をぜひご活用いただきますようお願いいたします。

日本学生支援機構学生生活部長 頼本 維樹

「紛争」等の概念について

現在、我が国では、障害学生支援に関して裁判に至るほどの紛争事例は、まだほとんどありません。そこで本調査では、紛争を以下のように位置づけ、これらを未然に防止し適切に解決するための参考となる事例を対象としています。

■紛争とは

障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、たとえば非難応酬などの感情的にこじれてしまったトラブルや、裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれませんが、本調査における「紛争」の概念は、そのイメージとは異なります。本調査では、大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを、「紛争」と理解します（注）。たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況（対立した状況）で、学生と大学が一步も譲らず、エレベーターの設置に関して相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。

■建設的対話とは

これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学はコストを理由にその要求を受入れず、学生の困難を解消する代替案として教室変更措置を提案したとします。学生は、その提案を納得して受入れるも、教室変更措置に加え、必要に応じてインターネット中継を実施することも希望し、大学がそれを受入れる、といったプロセスが「建設的対話」です。ここでは、双方の意向と事情が考慮に入れられつつ、学生の困難の解決に向けた協力がなされています。

■紛争をコントロールする

大学等が、学生からの申し出を受付け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストは決して小さくありません。

■紛争の防止、解決

たしかに、大学等と学生等との話し合いの場で、一時的・局所的な「紛争」が発生するのは、ある意味では仕方がないことかもしれません。しかしながら、学生の機会の平等の点からも、大学等のリスクマネジメントの点からも、「紛争」の継続化・全面化（対立した状況において要求と拒絶のプロセスが長期間継続し、話し合いの場が「紛争」一色に染まること）を防止する必要性は高いといえます。そのような意味での「紛争の防止」に役に立つ情報を収集し提供するのが、本調査の目的です。加えて、継続化・全面化してしまった「紛争」が学内でどのように解決されているか、また裁判所を含む学外機関に「紛争」がもちこまれた場合に、それがどのように解決されているか、という意味での「紛争の解決」に関する情報を収集し提供することも、本調査の目的です。

(注) たとえば、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986年）では、『紛争』とは、①具体的かつ特定の行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらそいであって、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらそいであり、(③を意味の次元でとらえれば) 要求とその拒絶という伝達を伴うあらそいである」と記されています。

※「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供についての詳細は、以下の内閣府ウェブサイト 障害を理由とする差別の解消の推進ページでご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

事例に学ぶ 紛争の防止・解決等につながる対応や取組

平成 29 年度収集事例を元に、紛争の防止・解決等につながる対応や取組について解説しています。今後の対応や取組における参考例としてご参照ください。

01_本来業務に付随しないと考えられる通学途上のニーズについて	5
02_より具体的なニーズ把握の必要性について	6
03_配慮の決定における学内協議のあり方について	7
04_教職員や他の学生に理解されにくいニーズへの対応について	8
05_専門分野におけるよりよい支援機器の選定について	9
06_施設・設備のバリアフリー化（事前的改善措置）について	10
07_介助者の同行、感染症対策等、様々な配慮が必要な学生への対応について	11
08_支援機器や既存のリソースの活用、専門家との連携について	12
09_聴覚過敏への対応方法における様々なアプローチについて	13
10_苦情等の申し立てへの対応において重要なポイントについて	14
11_性別違和（性同一性障害）の学生への対応について	15
12_学外実習における実習先との連携、実習の意義について	16
13_新校舎建設に伴うアレルギー疾患のある学生への対応について	17
14_別の校舎での個別授業を希望する学生への対応	19
15_学外実習における個別の困難に対する支援について	20
16_障害者枠での就職活動の進め方について	21
17_肢体不自由の学生の体育実技、フィールドワークへの参加について	22

01_本来業務に付随しないと考えられる通学途上のニーズについて

事例 No.315（視覚障害・盲）	
申し出内容	1.学内での個人ロッカー使用について、本人が利用しやすい場所のロッカーを複数個提供 2.専門実技のための練習室利用 3.通学路途中にある障害物等の除去、歩道上のごみ、水たまりの撤去等 4.各教室、練習室など場所を標示する点字シールの改善希望、学内自動販売機の内容・価格の点字標示希望 5.学内外での演奏会への出演やコンクール参加など書類作成支援 6.入学前後での学内歩行訓練の実施
配慮内容	1.建物の1階に限定し、4から5人分のロッカーを貸与 2.特定の練習室に限定して貸し出し 3.管轄する市役所担当部署への通報と撤去依頼 4.指定された場所への点字シール標示 5.申請書への記入、郵送物の作成、参加料の入金手続き、受験時のサポート 6.学内歩行訓練に必要な校舎配置図、時間割の事前提供

【解説】

点字使用の視覚障害学生入学に伴い、さまざまな学内環境の整備を行なった事例です。学生が修学するにあたってのニーズには様々な側面があります。特に3では、通学経路の問題について要望が出されていて、これについて市役所と協力して対応にあたっている点で特徴的です。このように障害学生の感じる困難の中には、直接大学が管轄していない領域に対応する内容が含まれていることがあります。障害者差別解消法では、こうした例を「本来業務に付随しない」と振り分けていますが、これが解決できないと大学生活を円滑に送ることができないため、大学としても無視することはできません。こうしたケースでは、学内の各部署だけでなく行政等の学外機関と連携し、支援機関や福祉サービスなどの社会資源を活用しながら、柔軟な対応を行なうことが重要です。平成26年に公表した支援・配慮事例では、盲人用信号の設置、信号機の時間延長等、地域の警察と連携した事例も提供されています。本事例では当該課題の管轄部署である市役所に連絡を取り、障害物を撤去してもらうという形で対処しています。ともすると制度のはざまに置かれがちな問題を、学外機関と連携することで対応した事例であり、参考にしたい内容と言えます。

【参照】本来業務 社会資源の活用

02_より具体的なニーズ把握の必要性について

事例 No.446（視覚障害・弱視）	
申し出内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.試験時において、通常の印刷文字（明朝体、10.5ポイント程度）では、拡大鏡を使用せず読むことに大きな困難がある。拡大鏡を使用の上、14ポイントでゴシック体太字であれば、読むことが可能である。 2.拡大鏡を使用して文字を読む際、一度に認識できる範囲が限定的であり、問題文全体を読むために時間がかかる。行間が狭いと、読みづらい。 3.論述形式で解答する出題の場合、解答用紙の罫線の幅が狭いと記入しづらい。罫線の色が薄いと見えない。また、解答の記入や解答内容の確認に時間がかかる。 4.マークシートによる解答は難しいため、直接問題用紙に解答したい。
配慮内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.試験問題は14ポイントのゴシック体太字また行間を広めに空けて作成した。さらに、拡大鏡の使用を許可した。 2.試験時間を1.3倍に延長した。 3.申し出の通り、解答用紙を変更した。 4.マークシート形式の試験の場合には、問題用紙に直接丸をつける解答方法に変更した。

【解説】

試験時の対応例です。事例 No.456 も同じ学校からの提供事例ですが、いずれも申し出内容が非常に詳細で具体的であるところが特徴的です。学生からの申し出が常にこのように具体的であれば良いのですが、特に入学者選抜等では、そこまで自らのニーズを把握している学生ばかりではありません。おそらく、このケースでは、受入側の大学がニーズの聞き取りに関してノウハウを持っていて、丁寧な聞き取りを行っているため、このように具体的なニーズが明らかになっているのではないかと想像されます。障害の様態ごとに、どのような配慮が必要となるか、予め具体的内容をリストアップしておく等、ニーズ聞き取りのためのノウハウを基礎的な支援体制の中に組み込んで、丁寧な聞き取りが行なえれば、学生との話し合いをスムーズに進めることができるだけでなく、提供した配慮と、学生が提供してもらえと思っていたものがすれ違ふといったトラブルを防ぐことにも繋がります。なお、この事例における試験時の対応例は、過重な負担、本来業務付随性、同等の機会、本質変更不可、意向の尊重などの合理的配慮の要素を満たしています。大学が学生と建設的対話をする際には、これらの要素をお互いの共通了解事項として常に念頭に置くことが大切です。

【参照】 事前的改善措置 建設的対話

03_配慮の決定における学内協議のあり方について

事例 No.456（視覚障害・弱視）	
申し出内容	<p>1.定期試験において、通常の印刷文字（明朝体、10.5ポイント程度）では、線が細く、文字が小さいために問題読むことに大きな困難がある。ゴシック体太字で24ポイント程度に拡大した文字であれば、読むことができるが、時間がかかる。行間が狭いと読みづらい。授業と同様、問題用紙をタブレットに送ってもらえれば、自分で文字を拡大して読むことができる。</p> <p>2.定期試験において、論述形式で解答する出題の場合、解答用紙の罫線の幅が狭いため、記入しづらい。罫線の色が薄いため見えない。また、解答の記入や解答内容の確認に時間がかかる。</p> <p>3.定期試験において、マークシートでの解答は難しいため、手書きで別の解答用紙に記入したい。</p>
配慮内容	<p>1.試験問題は24ポイントのゴシック体太字また行間を広めに空けて作成した。タブレットへの試験問題の格納は今期中での準備が整わず、次期以降へ検討を重ねていく。</p> <p>2.申し出の通り、解答用紙を変更した。また試験時間を1.3倍に延長した。</p> <p>3.申し出の通り配慮を提供した。</p>

【解説】

弱視の学生の事例です。定期試験において、フォントの種類やサイズを調整しています。配慮の実施にあたって、複数の部署により協議していることも重要で、大学全体で対応している様子がうかがえます。また、解答にも時間を要するため、1.3倍の時間延長により試験を実施しています。試験監督や教室の調整が必要になりますが、複数部署による協議をしていることが、このような状況を作り出すことに影響していると思われます。また、学生が能力を最大限に発揮するためにタブレット端末の利用を模索しています。出題・解答のいずれに対しても効果的になる可能性があるため、このような機器の利用を検討している点は参考になります。

【参照】相談体制の整備 社会資源の活用

04_教職員や他の学生に理解されにくいニーズへの対応について

事例 No.553 (聴覚・言語障害・難聴)

申し出内容	<ol style="list-style-type: none">1.語学クラスを変更してほしい。2.授業において重要な部分を板書してほしい。3.実験等の授業における支援がほしい。
配慮内容	<ol style="list-style-type: none">1.語学クラスを変更した。2.授業において重要な部分を板書するように教員に依頼した。3.実験等の授業において支援を行なうこととした。

【解説】

教職員や支援学生は、聴覚障害学生や視覚障害学生に対する支援を画一的にとらえてしまうことがあります。とりわけ難聴や弱視といった軽度障害がある学生は、全聾や全盲の学生に比べそのニーズが理解されにくい面があります。こうした問題を予防するためにも教職員や学生向けに障害理解を進めるための研修が重要です。この事例で参考にするべき点としては、支援部署と当該学生が繰り返し建設的な対話を重ねていることです。さらに問題が発生した際、支援部署が関係者に対していねいな聞き取りを行ない、情報共有を進めています。問題解決に向けたプロセスにおいても参考にするべき事例です。

【参照】心のバリアフリー 建設的対話

05_専門分野におけるよりよい支援機器の選定について

事例 No.233 (聴覚・言語障害・難聴)

申し出内容	演習・実習で今後使用する聴診器の使用について援助してほしい。
配慮内容	聴診器の購入に際して、電子聴診器の選択や購入時の業者打ち合わせ、デモ機を使った聴取状況の確認等について援助した。

【解説】

医療系の大学において必要となる聴診器の購入に際して、聴覚障害のある学生が自分に合った機器を選定できるよう大学側が援助した事例です。聴覚障害のある医療従事者が利用可能な電子聴診器にはいくつかの種類がありますが、聞こえの特性等に応じて選定した機器で実際に必要な音（心音・肺音等）が判別できるかどうかは、試用していないとわからない部分が大きいです。また、医療の知識が十分でない学生にとっては、自分にとって聞きやすいと感じる聴診器が、果たして医療現場で必要な要件を満たしているものなのか判断しづらい面もあるでしょう。このため、本事例では本人のニーズを十分に聞き取りつつ、大学が業者との打ち合わせに立ち合い、デモ機を用いて有効性を検証した上で購入に至っている様子がわかります。本人と大学・関連業者等が連携しながら、よりよい支援機器の選定に至った好事例であり、こうした取り組みがよりよい教育にも繋がっていくものと考えられます。

【参照】建設的対話 社会資源の活用

06_施設・設備のバリアフリー化（事前的改善措置）について

事例 No.576（肢体不自由・下肢機能障害）	
申し出内容	1.車通学の許可及び身障者スペース付き（屋根付き）駐車場の確保 2.車椅子を使用して教室で受講できるようにする。（教室へのアクセス、机の高さ、実習室の設備） 3.体温調節のため、授業の途中でトイレに行くための許可 4.ベッド付き休憩室の設置 5.車椅子で使用可能なトイレの設置
配慮内容	1.屋根をつけるための予算を捻出することが困難で、代替の駐車スペースが存在するため、使用頻度の低い2箇所のスペースについては屋根を設置しないことで合意した。 2.実習室の設備において、物理的に改修不可能な部分（流し等）があったため、完全な形での配慮提供ができなかった。 3.申し出通りの配慮を提供した。 4.申し出通りの配慮を提供した。 5.配慮は一部提供された。通常の教室以外の大学の施設で実施される講義があり、その施設におけるトイレ設置希望があったが、関係する全ての階にトイレを設置する（既存のトイレを改修する）には莫大な費用がかかること、また、1箇所にトイレがあれば学生が移動して使用可能であることから、1箇所にのみ設置した。

【解説】

下肢の機能障害により、車椅子を使用している学生の事例です。車での通学の許可や体温調節のために授業中にトイレに行くことを認めるなど、必要な配慮を行なっています。その上で、屋根付きの駐車スペースやトイレの改修が必要になっていますが、全ての箇所についてニーズを満たすことが難しかったため、学生との対話を経て、部分的に改修を行なっています。施設・設備のバリアフリー化等は、場合によって多額の予算がかかることもあります。全てが整っていることが理想ですが、それが難しい場合でも出来ることから着手することは重要です。もちろん、その上で、段階的な改善を模索していくことは必要です。また、このような環境整備は、合理的配慮という文脈だけでなく、事前的改善措置として取り組むという視点も必要になるでしょう。教育機関はとて公共性の高い場所であると考えられ、今後も様々な利用者が使用することが想定されます。そのような状況に対して、組織としても基本的な環境整備の一環として、バリアフリー化を推し進める必要があるでしょう。

【参照】事前的改善措置

07_介助者の同行、感染症対策等、様々な配慮が必要な学生への対応について

事例 No.379 (肢体不自由・上下肢機能障害)

<p>申し出内容</p>	<p>1.試験室入口までの付添者の同伴。試験場への乗用車での入構。車椅子の持参使用。椅子着席時の足を置く台の持参使用。 2.1日2回(午前、午後)のトイレ介助を職員が行なう。専用の待機室を構え、感染症対策としてその部屋には空気洗浄機を設置。送迎のため校内最寄りの場所までの自家用車乗り入れ及び駐車を許可する。学外での授業・実習等においては外部ヘルパーを利用することとし、1日2回(1回あたり30分)まで大学でその費用を負担する。</p>
<p>配慮内容</p>	<p>1.申し出通りの配慮を提供した。 2.申し出通りの配慮を提供した。</p>

【解説】

上下肢機能障害のある肢体不自由学生の事例です。上肢・下肢といった部分的な機能障害だけでなく、免疫や心肺機能の機能的な損失があるために、電動車椅子を使用しています。車椅子を利用している学生の場合、一般的には、車の入構許可や施設や設備のバリアフリー化、専用機の使用などが必要になりますが、このケースでは、介助者の同行も必要になっているため、そのための配慮も行なっています。さらに、介助者の付き添いを認めるだけでなく、待機場所なども用意しており、細やかな配慮が見受けられます。また、外部ヘルパーの利用にあたって、大学でのその費用の一部を負担しているところも特徴的といえます。さらに、感染症対策として、空気清浄機を設置するなど、予防的な対策も実施されており、大学として積極的な姿勢が感じられ、参考になる事例と考えます。

【参照】相談体制の整備

08_支援機器や既存のリソースの活用、専門家との連携について

事例 No.537（肢体不自由・上下肢機能障害）

申し出内容	卒業論文作成に当たり、パソコンでの長文入力に時間がかかることから音声認識ソフトを利用した文章入力を試したい。
配慮内容	情報システム係と指導教員、本人、介助者らで、当該学生が使用している端末の音声認識機能を試し、有効に利用できることを確認した。

【解説】

本人からの相談に対応して、指導教員が情報システム係と連携し、IT 機器の有効な活用方法を見出した事例です。本事例では、情報システム係と指導教員、本人、介助者らが協力しながら、実際に音声認識システムを試してみて、有効に活用できることを確認しています。また、本人がもともと使用していた端末に組み込まれている機能を利用し、スムーズな活用ができることを検証している点でも特徴的で、学内の専門家と連携することで、既存のリソースを上手に活用できた事例の一つとも言えるでしょう。

同時に、障害学生が活用できる支援機器にはたくさんの種類があり、中には一般の方に知れ渡っていないような製品や、汎用的に利用されているものの意外な活用法などもあるものです。このため、学内で解決しきれない内容については、積極的に外部の専門家も取り込むことでより有効な支援へと繋がっていくことでしょう。

【参照】社会資源の活用 専門性のある人材

09_聴覚過敏への対応方法における様々なアプローチについて

事例 No.490（発達障害・ASD）

申し出内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.聴覚過敏症のため一人で静かに過ごす場所がほしい。 2.板書しながら授業を受けることができない（複数のことを同時に行なうことが難しい）。 3.急激な予定変更やルール変更、曖昧な指示があると不安定になるので、できるだけ事前に具体的に伝えて欲しい。 4.聴覚過敏症のため特定の授業のピンマイクの雑音が辛く授業に集中できないので何とかならないか。
配慮内容	<ol style="list-style-type: none"> 1.休憩用個室の提供。 2.担当教員の許可を得てデジカメでの撮影を行なう（必要であればノートテイクも検討する）。 3.申し出通りの配慮を提供した。 4.講義の雑音を軽減するため講師にピンマイクをスタンドマイクに変更することを依頼。

【解説】

発達障害（ASD）の特性があり、そのなかでも聴覚過敏が課題になっている事例です。このような特性に対する配慮として、休憩用の個室を確保しています。各大学で取り組むためには物理的な課題も少なくないと思われませんが、積極的に配慮を実施している様子が見えられます。ただし、同様のニーズが増加したときにどのように対応するかなどは課題が残る部分になると思われれます。感覚過敏の感じ方は個別的であり、その対応方法も様々なアプローチが考えられますが、重要な支援の一つです。また、同時並行での作業に困難さがあることに対する配慮として、板書をデジタルカメラで撮影することを許可しています。さらに、ピンマイクの雑音が気になることに対して、使用するマイクを変更するという配慮を行なっています。もちろん、このような方法もありますが、場合によっては、音声聴取を補う補聴機材を使用したり、ノイズキャンセリングヘッドホンなどを使用するなどの方法も考えられるでしょう。

【参照】相談体制の整備 社会資源の活用

10_苦情等の申し立てへの対応において重要なポイントについて

事例 No.316 (発達障害・ASD)

申し出内容	思い通りにならない時などに焦ってしまうこと等があり、教室等を離れてクールダウンする必要がある、認めてほしいとの申し出があった。
配慮内容	1.クラスメート等との人間関係への対応 2.学内施設利用の際に事前予約ができるシステムへの対応 3.通学バス内での他学生とのトラブル 4.行事中の他学生とのトラブルへの対応について当該学生から申し出があった。

【解説】

配慮内容が決定された後に不服、不満、苦情等の申し出があった対応例です。この事例では学内の既存の枠組みを活用しながら適切な対応がなされています。この事例で参考にすべきポイントは三つ挙げられます。一つは支援部署による迅速な対応です。迅速な対応は問題の拡大や深刻化を防ぐ意味でも重要です。二つは問題発生時の調査による状況の客観的な把握です。調査は当該学生、関係学生、教員等に対し公平な立場で行なうことが重要です。三つは関係する学生の保護者への丁寧な説明です。保護者から不信感を持たれないようにするためにも情報の共有は不可欠です。この事例のように当事者間に「紛争」が生じた場合は学内の第三者組織を活用することが求められています。

【参照】第三者組織

11_性別違和（性同一性障害）の学生への対応について

事例 No.536（精神障害・他の精神障害）	
申し出内容	1.受講者名簿の性別表記を、男性表記に変更することを希望 2.健康診断時に、男性として受診すること、もしくは個別に対応することなどを希望 3.宿泊実習等のある講義を受講する場合、男性としての部屋割り及び入浴時の個室対応を希望 4.男性トイレの使用許可願い
配慮内容	1.受講者名簿には、性別欄がない様式となっているため、現状のとおりの名簿を用意した。 2.健康診断時に男性として受診してもらう、もしくは個別対応などをした。 3.宿泊実習等のある講義を受講した際に、担当教員等と調整することとした。 4.男性トイレの使用を許可した。

【解説】

性同一性障害は、本事例集においては「その他の精神障害」に含まれています。ただし、性別の違和については障害という言葉で表現することが適切であるかどうかは議論があります。そして、医学的な治療を受けておらず、診断書がないような場合には、その学生が障害学生であるかどうかを判断することが難しいことがあります。もっとも、「第二次まとめ」は、次のように記しています。「障害の内容によっては、これらの資料〔手帳や診断書など〕の提出が困難な場合があることに留意し、障害学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、学生本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。」ここに記されているように、大切なのは、建設的対話を通じて社会的障壁の除去の必要性があるかどうかという問題に目を向けることです。これは、障害の医学モデルではなく、障害の社会モデルの視点です。

【参照】社会的障壁 建設的対話

12_ 学外実習における実習先との連携、実習の意義について

事例 No.232 (肢体不自由・下肢機能障害)	
申し出内容	1. 薬局・病院に実務実習に行くための条件である薬学共用試験の内の実技を通じて技能・態度を評価する客観的臨床能力試験 OSCE の受験 2. 薬局・病院への実務実習
配慮内容	1. OSCE と実務実習の実態を説明し、車椅子の学生に対する実験における特別な措置と病院・薬局へのお知らせについて、話し合いを提案 2. 手に力がいらない学生の板書のノートとりに、写真を使用可

【解説】

病院実習など、学外との連携によって教育内容が形作られている場合、学内の関係者だけではなく、実習先の関係者との話し合いによる合理的配慮の合意形成が必要となります。大学の障害学生支援担当者は、その話し合いが建設的かつ円滑に進むようにコーディネートすることが必要です。学内外の関係者による話し合いでは、それぞれの利害が衝突しやすい場でもあります。障害者差別解消法の理念に基づいて、障害のある学生が他の学生と平等な研修の機会に最大限参加できるように、障害のある学生の学ぶ権利の保障の立場に立ったコーディネートが求められます。

また、実習は、障害のある学生が将来の就労場面を想像しながら学ぶことのできる場でもあります。就労の場面においても、障害者雇用促進法により、雇用主には合理的配慮の提供が義務づけられています。障害のある学生は、将来の就労の場面でも、自ら雇用主に対して合理的配慮を求める建設的対話を行なうことになります。そのため実習は、障害のある学生自身が自己権利擁護のチャレンジをする場面としても意味があります。障害学生支援の担当者は、障害のある学生の自己権利擁護を支えるコーディネートを心がけることが重要です。

【参照】同等の機会 キャリア教育

13_新校舎建設に伴うアレルギー疾患のある学生への対応について

事例 No.387(その他の障害)	
相談内容	2年次の後期に、大学の授業棟として新校舎が完成。以来、ほぼ全ての授業が新しい校舎で行なわれるようになったが、学生は敏感なアレルギー体質のため何らかの建材に反応し、短時間校舎に入っただけで、全身の湿疹・痒みなどひどいアレルギー反応の症状が出てしまう。(病院では「シックハウス症候群」と診断を受けた。)しかし転学等は希望せず、このままこの大学で勉強し卒業したい。新校舎では授業に出られないので、別のキャンパスにある旧校舎で個別に授業を受けるか、自宅でできる課題を出してもらうなどして単位をとりたい。専門実技や学科などの試験や、卒業式も別の校舎で参加させてほしい。校舎の掲示を見に行かれないので別の手段で個別に連絡してほしい。
申し出内容	1.他の校舎で個別に授業を受けたい。 2.試験や行事も別の校舎で参加したい。 3.学校の情報をもれなく確認できるように個別に連絡してほしい。
配慮内容	1.可能な限り、別の校舎で個別に授業を行ない、できない科目は個別に課題を出して提出させ添削等の形で指導。希望する場合には授業の録音も許可 2.申し出通りの配慮を提供 3.ウェブサイトに掲載された情報は自分で確認し、それ以外の情報は可能な限り学校から連絡する。同じ授業を履修する友人にフォローしてもらい、掲示を見てもらいなど、自分でも注意して漏れないようにする。

【解説】

アレルギー疾患により、本人も周囲も想像をしなかった思わぬ場面でアレルギー反応が出てくる場合があります。そのような学生に対して、他の学生と平等な学びの機会を保障することは重要な観点です。別室での授業や試験への参加の方向を探ることは、重要な合理的配慮と言えます。

一方で、特定の学生に対して個別の授業を実施したり、連絡支援を個別に行なうなどのサービスを提供することは、一般的に言って、大学にとって大きな負担となることもあり得ます(もちろん、その負担が本当に甚大なものかどうかを決めるのは大学であり、可能な範囲で柔軟な支援を提供することは、何ら問題はありません)。学生本人にとっても、他の学生と同じ場面で、授業に参加したり、情報伝達に触れたりすることができないことで、不満の原因となることもないわけではありません。そこで、ICTを使った環境調整など、様々な工夫を考慮するという方法もあります。例えば、近年は、インターネットを通じた簡便な会議システムが安価に利用できるようになっており、別室から、他の学生と同じ授業に、双方向的なやりとりが可能な形で参加する調整が図られることもあります(参考:事例 No.481)。連絡事項についても、紙の掲示物が掲示板に貼られ、それを特定の場所に必ず見に行かなくてはならないといった制限が生まれない

ように、すべての情報がウェブサイトに掲載されるように体制を整えることで、障害のある学生にも、その他の学生にも、同じように利便性の高い環境を作ることができます。

個別の配慮に大きな負担が生じていると考えられるときには、このように、多くの学生にとって利益となるユニバーサルデザインに向けた環境調整ができないかを考えることで、コストの高さに対する視点を変え、学内でも合意形成を行なうチャンスとなる場合もあります。

【参照】同等の機会 事前的改善措置 社会資源の活用

14_別の校舎での個別授業を希望する学生への対応

事例 No.481（発達障害・ASD）

相談内容	授業中にフラッシュバックが起こり、それを振り払うために大声を出してしまう。先生から大声を出したことについて注意を受け、以来、授業に出られなくなった。
申し出内容	インターネットを利用したビデオ通話サービス等を利用した別室での遠隔授業による出席の許可（課題等は後日メール提出）
配慮内容	申し出通りの配慮を提供した。

【解説】

授業のその教室の場所自体に参加することが、その授業にとっての本質的な要件であるかどうかを考える、という視点は、合理的配慮を考える上で、常に必要な視点です。特定の教室で、特定の講師による授業が設定されている以上、そこに在席して講義を受けることは、学生に対して期待されることですが、障害の状況によって、それがどうしても難しくなることがあり、個別の異なる取り扱いが必要となることがあります。またその際、教員の考える在席の意義（＝単位認定の要件や、授業の円滑な遂行のための教員のニーズ）と、学生の視点からの在席の意義（＝学ぶ権利の保障）、両方の視点に立って、その授業の場面に在席することの意義を話し合うか、共通理解を持てるようにコーディネートすることが重要です。ICTを使って従来は実現できなかった方法で参加できるように調整することは、意義のある選択肢のひとつといえます。もちろん、これ以外にも、授業への参加者に対する啓発によって、もし頻度が極端に多くないのであれば、大声を出すことも許容できる周囲の理解が形成できるか、本人や関係者と相談してみるなど、多様な方法を想定することもまた、意義のあることです。

【参照】本質的な変更 建設的対話

15_ 学外実習における個別の困難に対する支援について

事例 No.438（精神障害・他の精神障害）	
申し出内容	神経性頻尿の症状として、90分から120分程度の時間間隔でお手洗いの時間を設定する必要がある。しかし、在宅訪問実習では長時間トイレに行けない場面が予想されるので、配慮をお願いしたい。また、周囲の学生に症状を知られないようにしたい。
配慮内容	90分から120分に1回の間隔でお手洗いの時間を確保するために、学科教員の車で移動により在宅訪問実習を実施する。

【解説】

病院実習など、学外との連携によって教育内容が形作られている場合、学内の関係者だけでなく、実習先の関係者との話し合いによる合理的配慮の合意形成が必要となります。大学の障害学生支援担当者は、その話し合いが建設的かつ円滑に進むようにコーディネートすることが必要です。学内外の関係者による話し合いでは、それぞれの利害が衝突しやすい場でもあります。障害者差別解消法の理念に基づいて、障害のある学生が他の学生と平等な研修の機会に最大限参加できるように、障害のある学生の学ぶ権利の保障の立場に立ったコーディネートが求められます。

一方で、特定の学生に対して、個別の移動支援などのサービスを提供することは、一般的に言って、大学にとって大きな負担となることもあり得ます（もちろん、その負担が本当に甚大なものかどうかを決めるのは大学であり、可能な範囲で柔軟な支援を提供することは、何ら問題はありません）。柔軟な支援を提供しつつも、他にも障害から来る困難を軽減する多様な選択肢がないかどうか、学生とともに建設的に考えておくことは、その後の社会参加の拡大を支えるためにも意義のあることです。

また、実習は、障害のある学生が将来の就労場面を想像しながら学ぶことのできる場でもあります。就労の場面においても、障害者雇用促進法により、雇用主には合理的配慮の提供が義務づけられています。障害のある学生は、将来の就労の場面でも、自ら雇用主に対して合理的配慮を求める建設的対話を行なうことになります。そのため実習は、障害のある学生自身が自己権利擁護のチャレンジをする場面としても意味があります。障害学生支援の担当者は、障害のある学生の自己権利擁護を支えるコーディネートを心がけることが重要です。

【参照】同等の機会 過重な負担 キャリア教育

16_障害者枠での就職活動の進め方について

事例 No.485 (肢体不自由・上肢機能障害)

申し出内容	<p>1.障害者枠での就職活動の進め方について相談</p> <p>2.上肢に障害があるため、学科では必須のパソコン検定 (MOS)を受験する際の困難さの申し出。</p>
配慮内容	<p>1.ハローワークへの登録、障害者対象の説明会の案内、障害者のための就職支援サイトへの登録を勧めた。</p> <p>2.検定運営会社に問い合わせ、申請し受審した結果、受験時の制限時間の延長を認められ受験することができた。</p>

【解説】

障害者雇用促進法により、企業は一定比率の障害者雇用率（2018年4月より、常用雇用の2.2%）を充足することが義務づけられています。この障害者雇用率制度は、障害者手帳を持つ個人を、週あたり20時間以上、企業が雇用することで、障害者雇用率に算入することができるという制度です。関連して、障害のある個人を対象として、一般企業への就労移行を支援する制度や、障害者の雇用を促進するための企業に対する助成金制度など、様々な支援策も行なわれています。大学の障害学生支援担当者は、これらの障害者雇用促進に関する制度的な支援策を知ること、障害のある学生の就労に関する選択肢を示すことができます。

一方で、「障害者雇用」と呼ばれる雇用の様態は、企業によって様々です。給与等の雇用条件も他の労働者となんら変わらない企業もあれば、給与や昇進、労働契約上の処遇も他の労働者とは全く異なる制限的な形としている企業もあります。また、それらは単に給与等の雇用条件の良い悪いだけを見て判断すればよいという問題ではなく、雇用条件と関連して得られる配慮の内容と大きく関係している場合があります。そのため、最終的には、障害のある学生本人が、多様な選択肢と自らの状況を考えて、どのような形で働いていきたいかを選択していく必要があります。また、それを支える情報提供や相談支援に学生本人が触られることもまた、望ましいことです。障害学生支援においては、学内外のキャリア担当者や、企業の採用担当者等と連携して、学生の円滑な就労移行を支えられる環境と体制作りを目指していきましょう。

【参照】キャリア教育 社会資源の活用

17_肢体不自由の学生の体育実技、フィールドワークへの参加について

事例 No.682（肢体不自由・下肢機能障害）	
相談内容	<p>下肢の障害のため、装具をつければ歩行できるが、走ることができない。 集団で行動する際に遅れてしまう。 体育実技やフィールドワーク等の実習に参加できるかが不安</p>
申し出内容	<p>1.体育実技について 2.フィールドワーク等の実習について</p>
配慮内容	<p>1.体育実技については、球技等の走る必要がある種目ではなく、身体に負担のかからない種目を優先的に選択できるように担当教員と相談することを提案 2.フィールドワーク等の実習については、学生特別支援室から学科教員に障害の状況を説明。実習の内容を事前に知らせてもらい、参加できる作業に参加する、身体に負担のかからない役割を分担してもらう等の配慮を受けることを提案</p>

【解説】

体育実技など、実技による単位認定を行なっている科目では、障害のある学生が受講する際、他の多くの学生たちとは同じ方法で参加することができない場合があります。そのため、その実技を他の学生と同じ方法で（合理的配慮がない形で）行なうことが、単位認定上、本質的かつ不可欠なことかどうかを、十分に検討する必要があります。

障害があることを理由として、正当な理由なく、障害のある学生が教育場面に参加することを大学や教員が否定することは、障害者差別解消法により禁止されています。就労の場面においても、障害者雇用促進法により、すべての企業に対して、労働者への不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供は禁止されています。これらの理念に立脚した上で、その実技の遂行を、どのような合理的配慮を提供した上で認めていくかを考えるためには、評価のポリシーを明確にすることが必要となります。カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに加えて、個々の授業やコースで、学生に身につけたことを評価するテクニカル・スタンダード（技術的水準）を明確にしていく必要もあるでしょう。

【参照】同等の機会 本質的な変更 本質の可視化

事例紹介

事例紹介（視覚障害）

視覚障害（盲）

- 事例 No.315（盲） 通学路上の障害物に関する自治体への撤去依頼等 …… 23
事例 No.656（盲） レジユメの図やグラフはスキャンだけでは理解できないのでノート
　　テイク等でサポート希望 …… 25

視覚障害（弱視）

- 事例 No.410（弱視） 問題用紙の拡大、日光が当たらない座席の指定等 …… 27
事例 No.446（弱視） 問題用紙の拡大、時間延長、解答用紙の変更等 …… 29
事例 No.456（弱視） 問題用紙のタブレットへの格納、解答用紙の変更等 …… 32
事例 No.475（弱視） 書籍等のテキストデータ化および e-book の購入 …… 34

視覚障害（盲）

事例 No.315（盲） 通学路上の障害物の撤去に関する自治体への撤去依頼等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：500 から 999 人

【対象学生】 学科（専攻）：芸術、1 年次、視覚障害（盲）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生生活支援担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	学内での個人ロッカー使用の希望について、使用するロッカーの配置場所を建物の 1 階に限定し、まとまった複数個所（4 から 5 人分）を大学が提供する
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署
〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	専門実技の練習室利用希望（特定した練習室に限定して貸し出し）
---------	--------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 3	通学途上にある障害物等の撤去、歩道上のゴミ、水たまりの撤去等の希望
---------	-----------------------------------

〔決定した配慮内容〕

管轄する市役所担当部署への通報と撤去依頼

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、その他

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 4	各教室、練習室など場所を標示する点字シールの改善希望・学内自動販売機の内容・価格の点字標示希望
---------	---

〔決定した配慮内容〕

指摘された場所への点字シール標示

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 5	学内外での演奏会への出演やコンクールへの参加など書類作成支援
---------	--------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申請書への記入、郵送物の作成、参加料の入金手続、受験時のサポート

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、 その他

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 6	入学前後での学内歩行訓練の実施
---------	-----------------

〔決定した配慮内容〕

学内歩行訓練に必要な校舎配置図、時間割の事前提供

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、 教務担当部署、施設・設備担当部署、保健管理部門、
学生相談部門、就職支援部門

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 社会的障壁 事前改善措置

事例 No.656（盲）レジュメの図やグラフはスキャンだけでは理解できないのでノートテイク等でサポート希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：人文科学、3 年次、視覚障害（盲）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：教務担当部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	授業のレジュメの図やグラフなどはスキャンするだけでは理解できないところが多く、ノートテイクなどサポートしてほしい
-------	--

〔決定した配慮内容〕

一部の配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 同等の機会

視覚障害（弱視）

事例 No.410（弱視）問題用紙の拡大、日光が当たらない座席の指定等

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：理学、2年次、視覚障害（弱視）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【相談内容】

先天性の弱視で白皮症

ルーペの持込、拡大した問題用紙、入学試験時間の1.3倍の延長

授業中に帽子着用や座席指定

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	拡大鏡の使用および問題用紙の拡大
---------	------------------

〔支援内容〕

過去の入試問題を拡大し、面談時に実際に確認し、拡大率を確定した

問題は拡大、マークシートは拡大およびモノクロコピーにて濃淡を濃くし、記述解答用紙は原寸とした

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

試験の対応のみのため、特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 2	試験時間の延長 (1.3 倍)
---------	-----------------

〔決定した配慮内容〕

障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署 (者)〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

試験の対応のみのため、特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 3	直射日光が当たらない席での受験
---------	-----------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署 (者)〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

試験の対応のみのため、特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 4	試験時の座席指定と問題の拡大
---------	----------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
 [協議に参加した部署(者)]
 入試担当部署、教務担当部署、教育部門(学部・学科、担当教員等)

申し出内容 5	授業中の帽子の着用
---------	-----------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署(者)]

教務担当部署、教育部門(学部・学科、担当教員等)

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

本人と面談。ルーペ持込について相談があり、持込可能であれば試験延長希望しないとのことだった。

【参照】 同等の機会

事例 No.446 (弱視) 問題用紙の拡大、時間延長、解答用紙の変更等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】 学科(専攻)：社会科学、1 年次、視覚障害(弱視)

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署(者)：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	試験時において、通常の印刷文字（明朝体、10.5 ポイント程度）では、拡大鏡を使用せず読むことに大きな困難がある。拡大鏡を使用の上、14 ポイントでゴシック体太字であれば、読むことが可能である。
---------	---

〔決定した配慮内容〕

試験問題は 14 ポイントのゴシック体太字また行間を広めに空けて作成した。

さらに、拡大鏡の使用を許可した。

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	拡大鏡を使用して文字を読む際、一度に認識できる範囲が限定的であり、問題文全体を読むために時間がかかる。行間が狭いと、読みづらい。
---------	--

〔決定した配慮内容〕

試験時間を 1.3 倍に延長した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	論述形式で解答する出題の場合、解答用紙の罫線の幅が狭いと記入しづらい。罫線の色が薄いと見えない。また、解答の記入や解答内容の確認に時間がかかる。
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出の通り、解答用紙を変更した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 4	マークシートによる解答は難しいため、直接問題用紙に解答したい
---------	--------------------------------

〔決定した配慮内容〕

マークシート形式の試験の場合には、問題用紙に直接丸をつける解答方法に変更した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

学生の能力が最大限に発揮できるよう、定期試験対策について学生との建設的対話を重ねてきた結果、学生の希望に沿うかたちで合意形成できた。

【参照】 事前的改善措置

事例 No.456 (弱視) 問題用紙のタブレットへの格納、解答用紙の変更等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】 学科 (専攻)：社会科学、1 年次、視覚障害 (弱視)

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署 (者)：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	定期試験において、通常の印刷文字 (明朝体、10.5 ポイント程度) では、線が細く、文字が小さいために問題読むことに大きな困難がある。ゴシック体太字で 24 ポイント程度に拡大した文字であれば、読むことができるが、時間がかかる。行間が狭いと読みづらい。授業と同様、問題用紙をタブレットに送ってもらえれば、自分で文字を拡大して読むことができる。
---------	--

〔決定した配慮内容〕

試験問題は 24 ポイントのゴシック体太字また行間を広めに空けて作成した。タブレットへの試験問題の格納は今期中での準備が整わず、次期以降へ検討を重ねていく。

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署 (者)〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	定期試験において、論述形式で解答する出題の場合、解答用紙の罫線の幅が狭いため、記入しづらい。罫線の色が薄いため見えない。また、解答の記入や解答内容の確認に時間がかかる。
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出の通り、解答用紙を変更した。また試験時間を 1.3 倍に延長した。

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	定期試験において、マークシートでの解答は難しいため、手書きで別の解答用紙に記入したい。
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出の通り配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

学生の能力が最大限に発揮できるよう、定期試験対策について学生との建設的対話を重ねてきた結果、学生の希望に沿うかたちで合意形成できた
タブレットへの試験問題の格納は今期中での準備が整わず、次期以降へ検討を重ねていく

【参照】 事前的改善措置

事例 No.475 (弱視) 書籍等のテキストデータ化および e-book の購入

- 【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他
- 【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人
- 【対象学生】学科（専攻）：人文科学、3 年次、視覚障害（弱視）
- 【支援の申し出】

- 1. 支援の申し出の受付
 - 支援の申し出があった
 - ニーズ聞き取りのための面談を実施した
 - 申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署
- 2. 支援が必要とされた場面
 - 受験・入学

- 【相談内容】視覚障害のための授業資料等のテキストデータ化を希望
- 【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	授業に必要な資料、書籍等のテキストデータ化を行なう
---------	---------------------------

- 〔決定した配慮内容〕
 - 申し出通りの配慮を提供した
- 〔配慮内容の決定について〕
 - 配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 - 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 - 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
- 〔協議に参加した部署（者）〕
 - 障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）
- 〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕
 - 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 2	授業に関連しない、個人的な勉強のため書籍のテキストデータ化を希望
---------	----------------------------------

- 〔決定した配慮内容〕
 - 希望している分野の書籍を図書館で e-book として購入
- 〔配慮内容の決定について〕
 - 配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 - 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- 〔協議に参加した部署（者）〕
 - 障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）
- 〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕
 - 配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1. 申し立て

〔申し立てを受けた部署〕 障害学生支援部署

〔申し立て内容〕 e-book からダウンロードしたデータでは読みづらい、資料数も少なく十分でない

2. 申し立てへの対応

〔申し立てへの対応に関わった部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、その他

〔申し立てへの対応手順〕

障害学生支援担当部署に学生から相談があり、学部副部長、図書館担当者も含めて対応を検討・協議した。

〔申し立てへの対応内容〕

学生が希望している書籍で e-book に対応していないものなどは直接出版社にテキストデータをもらえないか交渉をするが、金額負担が大きく実現できず。学生が希望する e-book を図書館で優先的に購入してもらえようようにすることで対応することとした。

〔対応に対する学生の反応〕 引き続き協議中

【その後の経過、課題等】

授業に関連していない資料すべてを支援室でテキストデータ化することは人的資源の不足により対応できなかつたため、代替案として e-book の導入を行なったが、入手できるタイトルに限りがあり、また学生にとっての利便性にも制限がかかるため、引き続き良い対策を模索している。

【参照】 建設的対話 モニタリング

事例紹介（聴覚・言語障害）

聴覚・言語障害（聾）

事例 No.392（聾）受験時の補聴器使用・座席配慮や音声認識ソフトを利用した講義を希望 …………… 36

聴覚・言語障害（難聴）

事例 No.233（難聴）授業、演習・実習で使用する聴診器等の電子機器による支援 …………… 39

事例 No.349（難聴）オープンキャンパスで口元が見えるよう最前列の座席で手話通訳を希望 …………… 40

事例 No.409（難聴）留学要件の英語の試験でリスニングについて配慮希望 …… 41

事例 No.422（難聴）座席配慮、授業内容は板書または紙媒体（全員に配付）で提示する等 …………… 42

事例 No.553（難聴）英語クラスの変更、授業の重要部分の板書等を希望 …… 43

事例 No.621（難聴）講義や流れてくる音声を復唱するヘルパーの配置希望 …… 45

事例 No.705（難聴）学外研修参加時にノートテイクの支援を希望 …………… 46

聴覚・言語障害（聾）

事例 No.392（聾）受験時の補聴器使用・座席配慮や音声認識ソフトを利用した講義を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：理学、2 年次、聴覚・言語障害（聾）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：入試担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【相談内容】出願時に聴覚障害であり、受験時に配慮を求める申し出があった

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	受験時の補聴器の利用
---------	------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、その他

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	受験時の座席位置を前列指定
---------	---------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、その他

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	注意事項の文書による伝達または臨時の伝達は筆談による
---------	----------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、その他

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 4	面接試験時は 1.3 倍延長と筆談対応
---------	---------------------

〔決定した配慮内容〕

基本的には本人希望通りとしたが、面接試験では延長時間を限定せず、筆談やキーボード入力を用い、それに応じた時間延長を行なった

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、その他

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 5	音声認識ソフトを利用した講義
---------	----------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、その他

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

入学時に学生および父母より、できるだけ他の学生と同様にして欲しいとの要望があり、担任が学習状況を確認し、学生ボランティアによる学習サポートや TA による実習のサポートをする事を追加実施した。担任の負担が大きいこと、友達との関係性が現在の課題である。

【参照】 同等の機会

聴覚・言語障害（難聴）

事例 No.233（難聴）授業、演習・実習で使用する聴診器等の電子機器による支援

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）：保健（医・歯学を除く）、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生生活支援担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【相談内容】 聴覚障害（高度）ありとの申し出あり

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1

教員の声を聞きやすくする為、授業中に教員に専用マイクをつけてもらいたい

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署（者）]

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	演習、実習で今後使用する聴診器の使用について援助してほしい（電子聴診器の選択、購入時の業者打ち合わせ、デモ器で必要な聴取ができるか学内にて確認援助）
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 社会資源の活用

事例 No.349（難聴）オープンキャンパスで口元が見えるよう最前列の座席で手話通訳を希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：その他、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：入試担当部署

2. 支援が必要とされた場面

式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	オープンキャンパスにおいて、座席は先生の口元が見えるよう前列席で、手話通訳を希望、また、FM 補聴器の使用を希望
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、
教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】同等の機会

事例 No.409（難聴） 留学要件の英語の試験でリスニングについて配慮希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、4 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：保健管理部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	留学要件のための TOEFL の試験（学内受験）において、リスニングが聞き取れなく、基準の点数がクリアできないので、考慮をお願いしたい
-------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門
〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

留学要件の TOEFL の試験に際し、別室受験のうえ、CD プレーヤーのボリュームを大きくして実施した。費用を加算すれば特別の試験が受けられるようだったが、大学が受験料を負担し実施しているため、その加算費用までは負担しないとの判断となった。

【参照】 同等の機会 本質の可視化

事例 No.422（難聴）座席配慮、授業内容は板書または紙媒体（全員に配付）で提示する等

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、1 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教務担当部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】聴覚に障害があると申し出があった

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	座席の配慮
---------	-------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 2	授業の内容は、全て板書又は紙媒体で提示する・紙媒体の場合は、全員に配付する
---------	---------------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 3	授業においては、唇を見ると聞き取りやすいため、前を向いてはっきりとした口調・発音で話す
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】同等の機会

事例 No.553（難聴）英語クラスの変更、授業の重要部分の板書等を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：工学、4 年次、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	英語クラスの変更
---------	----------

〔決定した配慮内容〕：申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門、就職支援部門、その他

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	授業の重要部分の板書
---------	------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門、就職支援部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	実験授業における支援
---------	------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門、就職支援部門、その他

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

当初は、学生本人と担当教員との間に配慮についての行き違いが起きたことがあったが、対応を重ねるうちに誤解が解消され、支援を受けながら無事に卒業した

【参照】 建設的対話 モニタリング

事例 No.621（難聴）講義や流れてくる音声を復唱するヘルパーの配置希望

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：その他、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】外国語の授業において、講義担当教員の声、外国語の音声が聞きづらい

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	難聴のため、講義担当教員や流れてくる音声を復唱するヘルパーを配置してほしい
-------	---------------------------------------

〔決定した配慮内容〕

担当教員がレジュメやスクリプトを用意し、当該学生へ提供

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

日々の授業の中で支援対象学生と担当教員で配慮状況を確認できる

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載無し

【参照】建設的対話

事例 No.705（難聴）学外研修参加時にノートテイクの支援を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、大学院、聴覚・言語障害（難聴）

【支援の申し出】

1.支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：その他

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	授業時および正課外でのノートテイク
-------	-------------------

〔決定した配慮内容〕

授業時のみノートテイクを提供

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1. 申し立て

〔申し立てを受けた部署〕 大学院事務部

〔申し立て内容〕 学外での研修におけるノートテイクを認めてほしい

2. 申し立てへの対応

〔申し立てへの対応に関わった部署（者）〕 教務担当部署、大学院事務部

〔申し立てへの対応手順〕

要望に対し、配慮提供の可否について協議・検討を行なった

〔申し立てへの対応内容〕

学外におけるノートテイクは原則認めないという形でひとまずの結論とする

〔対応に対する学生の反応〕 不服、不満、苦情が継続している

【その後の経過、課題等】

現在に至るまで解決はしておらず、学生の不満は継続している。

配慮提供への規定が明確でなく、一貫した対応が成されなかったこと、および対応時の報・連・相が適切に行なわれず、混乱を誘発した点は課題であり、特に学外での活動における配慮提供可否についての明確な規定制定が望まれる。

学外研修にノートテイクをつけることはできないわけではない。学生相談室は相談を受ける部署なので、支援を行なう部署への不満としての訴えがあった。学内のノートテイクについては、教務担当部署が対応しており、その予算があるが、学外のキャリアガイダンス等の正課外のものには教務担当部署の範疇ではない、キャリア支援の部署も予算どりをしていないということで対応する部署がなかった。結果、学生と個人的につきあいのある職員が動くことでボランティアのノートテイクで対応した。障害学生支援の組織ができたばかりで、連携がうまくいっていない。組織的な変革ができないと今後は難しいかもしれない。

【参照】 同等の機会 事前的改善措置

事例紹介（肢体不自由）

肢体不自由（上肢機能障害）

- 事例 No.485（上肢機能障害）就職活動支援、パソコン検定（MOS）受験
困難等 …………… 49
- 事例 No.651（上肢機能障害）別室受験、試験監督者によるマークシートへの転記、
試験時間延長、器具の装着 …………… 50

肢体不自由（下肢機能障害）

- 事例 No.232（下肢機能障害）薬局・病院実習参加要件となる実技評価に OSCE を採
用 …………… 52
- 事例 No.271（下肢機能障害）車椅子での病院実習可能な実習先の開拓 …………… 53
- 事例 No.528（下肢機能障害）座席配慮、生活介助のボランティア学生を同じクラス
に配置希望等 …………… 53
- 事例 No.576（下肢機能障害）身障者トイレ、ベッド付き休憩室の設置、車での通学
に関する配慮等 …………… 55
- 事例 No.594（下肢機能障害）車での送迎、エレベーター・車椅子用トイレの使用、
専用機の使用等 …………… 58
- 事例 No.658（下肢機能障害）授業で使用する参考図書等を保管する専用ロッカーの
設置を希望 …………… 59
- 事例 No.663（下肢機能障害）車椅子での入寮、身障者用駐車スペースの確保、エレ
ベーターの設置等を希望 …………… 60
- 事例 No.682（下肢機能障害）体育実技やフィールドワークに参加できるか
不安 …………… 62
- 事例 No.707（下肢機能障害）トイレや教室の座席に関する配慮状況について不服申
し立てがあった …………… 64

肢体不自由（上下肢機能障害）

- 事例 No.284（上下肢機能障害）手が不自由なため定期試験をレポートに
代替希望 …………… 67
- 事例 No.303（上下肢機能障害）体育実技で他の学生と同じ授業内で補助員とのマン
ツーマン授業実施等 …………… 68
- 事例 No.379（上下肢機能障害）感染症対策、電動車椅子への対応、
トイレ介助等 …………… 69
- 事例 No.480（上下肢機能障害）寮での家事や買い物、通院等に支援を希望 …………… 71

事例 No.520（上下肢機能障害）学内で生活介助のボランティアを募集希望等…	73
事例 No.537（上下肢機能障害）卒業論文作成に音声認識ソフトによる自動入力を試すことを希望 ……………	74
事例 No.613（上下肢機能障害）トイレ介助ヘルパーの配置を希望 ……………	75

肢体不自由（上肢機能障害）

事例 No.485（上肢機能障害）就職活動支援、パソコン検定（MOS）受験困難等

- 【事例が起きた時期】** 平成 28 年度 発生時期：就職時期
- 【事例が起きた学校】** 私立短大、学校規模：1 から 499 人
- 【対象学生】** 学科（専攻）：社会科学、2 年次、肢体不自由（上肢機能障害）
- 【支援の申し出】**

1. 支援の申し出の受付
支援の申し出があった
申し出を受けた部署（者）：就職支援部門

2. 支援が必要とされた場面
キャリア教育、就職活動

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	障害者枠での就職活動の進め方について相談
---------	----------------------

〔決定した配慮内容〕
ハローワークへの登録、障害者対象の説明会の案内、障害者のための就職支援サイトへの登録を勧めた

〔協議に参加した部署（者）〕
教育部門（学部・学科、担当教員等）、就職支援部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕
配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	上肢に障害があるため、学科では必須のパソコン検定（MOS）を受験する際の困難さの申し出
---------	---

〔決定した配慮内容〕
検定運営会社に問い合わせ、申請し受審した結果、受験時の制限時間の延長を認められ受験することができた

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 [協議に参加した部署 (者)]
 教育部門 (学部・学科、担当教員等)、就職支援部門
 [配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]
 配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

様々な配慮について企業と理解を深め、1社内定。しかしながら、急きょ手術を受けることになり、内定辞退のため悔しい思いをした。療養後、再度就職活動を行なう際には、この度の経験を生かすことができると考えている。

この事例は、日常的に配慮の必要な障害があり、就職活動においては企業との相互理解が重要であった。また、検定受験における配慮についても、主催者との直接交渉により充実するケースもあり、今後もきめ細やかな支援を行なっていく。

【参照】 同等の機会 キャリア教育

事例 No.651 (上肢機能障害) 別室受験、試験監督者によるマークシートへの転記、試験時間延長、器具の装着

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】 学科 (専攻)：社会科学、1 年次、肢体不自由 (上肢機能障害)

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付
 支援の申し出があった
 申し出を受けた部署 (者)：入試担当部署
2. 支援が必要とされた場面
 受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	別室での受験
---------	--------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

受験生の希望どおりの配慮を提供したため、特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 2	マークシートへのチェックマークでの解答および試験監督者によるマークシートへの転記（筆記用具は 2B 鉛筆もしくはシャープペンシルの利用可）
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

受験生の希望どおりの配慮を提供したため、特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 3	試験時間の延長
---------	---------

〔決定した配慮内容〕

障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため、配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

上記 2. の申し出内容の配慮を行なったため、特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 4	器具の装着
---------	-------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

受験生の希望どおりの配慮を提供したため、特にフォローアップは行なっていない

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】同等の機会

肢体不自由（下肢機能障害）

事例 No.232（下肢機能障害）薬局・病院実習参加要件となる実技評価に OSCE を採用

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科(専攻)：保健（医・歯学を除く）、4 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

実習・フィールドワーク等

【相談内容】

薬局・病院に実務実習に行くための条件である薬学共用試験の内の実技を通じて技能・態度を評価する客観的臨床能力試験 OSCE の受験

薬局・病院への実務実習

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	OSCE と実務実習の実態を説明し、車椅子の学生に対する実験における特別な措置と病院・薬局へのお知らせについて、話し合いを提案
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
 [協議に参加した部署 (者)]
 教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)
 [配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]
 配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	手に力がいらない学生の板書のノートとりに、写真撮影を許可
---------	------------------------------

[決定した配慮内容]
 申し出通りの配慮を提供した
 [配慮内容の決定について]
 配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 [協議に参加した部署 (者)]
 教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)
 [配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]
 配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった
【その後の経過、課題等】 記載なし
【参照】 同等の機会 本質の可視化

事例 No.271 (下肢機能障害) 車椅子での病院実習可能な実習先の開拓

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後
【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：500 から 999 人
【対象学生】 学科 (専攻)：人文科学、肢体不自由 (下肢機能障害)
【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	病院実習は車椅子では不可能なため、個別に代替の実習を行なう
-------	-------------------------------

[決定した配慮内容]
 申し出通りの配慮を提供した
【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった
【その後の経過、課題等】
 担当教授が新たに実習先の病院を開拓して車椅子 OK の病院で実習をした。本人の出身母校に関係のある病院であったが、担当教授の熱心な後押しもあり、かなり特例許可なケースであった。

【参照】 同等の機会 社会資源の活用

事例 No.528 (下肢機能障害) 座席配慮、生活介助のボランティア学生を同じクラスに配置希望等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科 (専攻)：工学、2 年次、肢体不自由 (下肢機能障害)

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署 (者)：教育部門 (学部・学科、担当教員等)

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	受講する教室の車椅子対応
---------	--------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署 (者)〕

障害学生支援部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	教室の出入口付近の座席指定もしくは車椅子対応の座席指定等の配慮
---------	---------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署 (者)〕

障害学生支援部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 3	トイレや移動の介助を行なうボランティア学生を同じクラスへ割り当てること、また遅刻等への配慮
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】同等の機会

事例 No.576（下肢機能障害）身障者トイレ、ベッド付き休憩室の設置、車での通学に関する配慮等

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：保健（医・歯学）、2 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	車通学の許可及び身障者スペース付き（屋根付き）駐車場の確保
---------	-------------------------------

※相談年次と発生時期について：学士編入学のため、8 月と 9 月に入学試験を実施し、11 月に入学が決定した。その後翌 4 月の入学に向けて 1 月に相談が発生したのである。入学試験時に合理的配慮が実施されたが、ここでは入学に向けた 1 月の面談内容について記載する。

〔決定した配慮内容〕

申し出に近い形で配慮を提供した。(屋根をつけるための予算を捻出することが困難で、代替の駐車スペースが存在するため、使用頻度の低い2箇所のスペースについては屋根を設置しないことで合意した。)

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署(者)]

障害学生支援部署、施設・設備担当部署、教育部門(学部・学科、担当教員等)、
学生相談部門、その他

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署(者)に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	車椅子を使用して教室で受講できるようにする(教室へのアクセス、机の高さ、実習室の設備)
---------	---

[決定した配慮内容]

申し出に近い形で配慮を提供した
実習室の設備において、物理的に改修不可能な部分(流し等)があったため、
完全な形での配慮提供ができなかった

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

[協議に参加した部署(者)]

障害学生支援部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門(学部・学
科、担当教員等)、学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
関係部署(者)に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	体温調節のため、授業の途中でトイレに行くための許可
---------	---------------------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

[協議に参加した部署 (者)]

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)、学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 4	ベッド付き休憩室の設置
---------	-------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

[協議に参加した部署 (者)]

障害学生支援部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)、学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 5	車椅子で使用可能なトイレの設置
---------	-----------------

[決定した配慮内容]

配慮は一部提供された。通常の教室以外の大学の施設で実施される講義があり、その施設におけるトイレ設置希望があったが、関係する全ての階にトイレを設置する (既存のトイレを改修する) には莫大な費用がかかること、また、1 箇所にはトイレがあれば学生が移動して使用可能であることから、1 箇所のみ設置した。

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

[協議に参加した部署 (者)]

障害学生支援部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

今後は試験や実習において多くの配慮及び調整が必要になる見込みである。また、合理的配慮と（たとえば）実習における到達目標との兼ね合いに関する協議も発生すると思われる。

【参照】 同等の機会 事前的改善措置

事例 No.594（下肢機能障害）車での送迎、エレベーター・車椅子用トイレの使用、専用机の使用等

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 以上

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、1 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：入試担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	車での送迎と駐車スペースの確保
---------	-----------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特にフォローアップは行っていない

申し出内容 2	試験室入り口前までの保護者の付き添い
---------	--------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 3	エレベーター、車椅子トイレの使用
---------	------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 4	車椅子のまま使用できる一人机の利用及び入口付近への配置
---------	-----------------------------

〔決定した配慮内容〕

配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特にフォローアップは行なっていない

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 同等の機会

事例 No.658（下肢機能障害）授業で使用する参考図書等を保管する専用ロッカーの設置を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：理学、1 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

授業等で使う参考図書等をいつも自宅から持参するのは重いので、学内に専用のロッカーを設けてもらえないか

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	学内に専用のロッカーを設けてほしい
-------	-------------------

〔決定した配慮内容〕

本来は当日だけしか利用出来ない中央図書館内に設置されている暗証番号式ロッカーの 1 台を在学中はずっと専用で利用できるようにする

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、その他

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

図書館が直接の対応部署ではないため、特にフォローアップは行っていない

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

図書館なので、他部署から依頼があって対応したので、障害の詳細については聞いていない

【参照】社会的障壁

事例 No.663（下肢機能障害）車椅子での入寮、身障者用駐車スペースの確保、エレベーターの設置等を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学時

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）：その他、1年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生生活支援担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	1 学年時に全員入寮する教育寮に車椅子で生活できるように配慮してほしい
---------	-------------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	教室に車椅子で入室、受講できるようにしてほしい
---------	-------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	エレベーターが設置されていない建物の 2 階にコンビニエンスストアがある。そこに車椅子で行きたいので、エレベーターを設置してほしい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

過重な負担（費用・負担の程度）により、配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供しなかった学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供しなかった学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 4	車椅子で乗降可能な自家用車での通学を希望の為、身障者用の駐車スペースを設置してほしい
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 同等の機会 事前的改善措置

事例 No.682 (下肢機能障害) 体育実技やフィールドワークに参加できるか不安

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科(専攻)：工学、1年次、肢体不自由(下肢機能障害)

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署(者)：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

下肢の障害のため、装具をつければ歩行できるが、走ることができない

集団で行動する際に遅れてしまう

体育実技やフィールドワーク等の実習に参加できるかが不安

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	体育実技について
---------	----------

〔決定した配慮内容〕

体育実技については、球技等の走る必要がある種目ではなく、身体に負担のかからない種目を優先的に選択できるように担当教員と相談することを提案した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署(者)〕

障害学生支援部署、教育部門(学部・学科、担当教員等)、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	フィールドワーク等の実習について
---------	------------------

〔決定した配慮内容〕

フィールドワーク等の実習については、学生特別支援室から学科教員に障害の状況を説明し、実習の内容を事前に知らせてもらい、参加できる作業に参加

する、身体に負担のかからない役割を分担してもらう等の配慮を受けることを提案した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

体育実技は、出来る範囲で参加することができており、問題なく履修できている
フィールドワークはまだ始まっていないが、学科の教員の理解を得ることが出来て
おり、学外で行なわれた新入生合宿では移動や参加する活動の選択の際に配慮を受
けることができた

【参照】 同等の機会 建設的対話

事例 No.707（下肢機能障害）トイレや教室の座席に関する配慮状況について不服申し立てがあった

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、4 年次、肢体不自由（下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	授業間の教室移動等に時間がかかることによる授業遅刻について、授業担当教員の理解と考慮
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署 (者)]

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	座席の配慮(車椅子の高さに合う机を用意・後ろの席の椅子を1つ抜く)
---------	-----------------------------------

[決定した配慮内容]

各教室後方座席の椅子を外す (机は用意せず)

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署 (者)]

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 3	教室内での移動制限に関する配慮 (教壇での発表、課題提出、授業形態による座席移動、カードリーダー打刻等)
---------	--

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署 (者)]

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 4	通院 (月 1 回) による欠席について、授業担当教員の理解と考慮
---------	-----------------------------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・
学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特に必要がないと思われるため、フォローアップは行なっていない

申し出内容 5	教科書・着替え用のロッカー設置
---------	-----------------

〔決定した配慮内容〕

ロッカーの設置はなし、代替として保健室の利用（荷物保管含む）を許可

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1. 申し立て

〔申し立てを受けた部署〕 障害学生支援部署

〔申し立て内容〕

多目的トイレのゴミ箱がいつも使いづらい位置に設置されている。あらかじめ
椅子を外し車椅子用に設定してある座席に椅子があったり、他学生がその場所
を確保していたりする。

2. 申し立てへの対応

〔申し立ての対応に関わった部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署、保健管理部
門

〔申し立てへの対応手順〕

〈トイレ〉 施設管理担当部署、清掃担当者等に複数回連絡し、当該学生が使い
やすい位置にゴミ箱を置くよう依頼

〈椅子〉 施設管理担当部署、清掃担当者等に複数回連絡し配慮を依頼

〔申し立てへの対応内容〕

〈トイレ〉 学生生活支援担当部署（保健室）からの要望により、当該学生が使いやすい位置に自動開閉式のゴミ箱が設置される

〈椅子〉 清掃担当者が清掃時等に極力車椅子用のスペースを確保、また当課担当職員が授業開始前になるべく教室を見回り座席状況を確認、スペースを確保する

〔対応に対する学生の反応〕 その他

【その後の経過、課題等】

各部署との有機的な連携をどう進めていくか、また学生の支援要請が多方面にわたる場合、どの部署・担当が連携の要となるか

【参照】 事前的改善措置 心のバリアフリー

肢体不自由（上下肢機能障害）

事例 No.284（上下肢機能障害）手が不自由なため定期試験をレポートに代替希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：社会科学、3 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：教務担当部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	定期試験のレポート等への変更（手が不自由のため）
-------	--------------------------

〔決定した配慮内容〕

配慮依頼書を各担当教員へ文書で配布

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

本人は手が不自由であるが全く使えないわけではない。本人の障害については本人の依頼に基づき、配慮依頼書を担当の先生へ配付した。授業の内容によって、試験時間の延長を認めるもの認められないもの、レポート代替できるものでできないものがあり、本人にはきちんと説明し本人も納得をした。ある科目の先生は、全く手を動かさないわけではないので、試験の時間は延長をしないし試験の点数で判断すると事前に説明をした。障害や配慮願について先生が分かったうえでの対応であると本人は説明を受け了解している。

【参照】 同等の機会 建設的対話

事例 No.303（上下肢機能障害）体育実技で他の学生と同じ授業内で補助員とのマンツーマン授業実施等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：工学、1 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：学生生活支援担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	学内設備の改装（使用教室の机・椅子の配慮、障害者トイレ、スロープ設置、カードリーダー、スケジュール変更、専用駐車場確保）
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、入試担当部署、学生生活支援担当部署教務担当部署、施設・設備担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 2	介助者の入校、授業教室入室の許可
---------	------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特にフォローアップは行なっていない

申し出内容 3	体育科目と合宿形式の研修における特別対応
---------	----------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

体育科目については、他の人と同じ体育の授業の場所で、補助員とのマンツーマン授業を筋肉の使い方を促すような内容で授業を行なった。合宿形式の研修は、合宿参加そのものが無理であるためレポート提出で代替した。本人には説明をし了解した。

【参照】 同等の機会 本質の可視化

事例 No.379（上下肢機能障害）感染症対策、電動車椅子への対応、トイレ介助等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】 公立大学、学校規模：1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：社会科学、2年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生生活支援担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【相談内容】

免疫抑制剤を服用しているため感染症に弱い。左肺の機能が損失しているため体力がなく電動車椅子を使用する。両腕の関節が拘縮しているため介助者の同行が必要。トイレ介助が必要なため介助者の待機場所が必要。通常の椅子は身長に合わないため足を置く台の持ち込み。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	試験室入口までの付添者の同伴。試験場への乗用車での入構。車椅子の持参使用。椅子着席時の足を置く台の持参使用。
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	1日2回（午前、午後）のトイレ介助を職員が行なう。専用の待機室を構え、感染症対策としてその部屋には空気洗浄機を設置。送迎のため校内最寄りの場所までの自家用車乗り入れ及び駐車を許可する。学外での授業・実習等においては外部ヘルパーを利用することとし、1日2回（1回あたり30分）まで大学でその費用を負担する。
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、教務担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・
学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっ
ている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

障害学生は現在問題なく受講できている。障害学生が使用する講義室に加湿空気清
浄機を設置し、感染症の予防など、障害学生の配慮申請を大学で考慮して実行して
いる。今後もさまざまな障害に対応できるような体制を作っていくことが必要。

【参照】 同等の機会 事前的改善措置

事例 No.480（上下肢機能障害）寮での家事や買い物、通院等に支援を希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 非公表

【対象学生】 学科（専攻）：非公表、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった
ニーズ聞き取りのための面談を実施した
申し出を受けた部署（者）：入試担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【相談内容】

上肢、下肢に障害があるため高校では移動支援サービスを受けていたが、住民票を
移さないで当地ではサービスが受けられない。学内での移動や初めての一人暮らし
ができるのか心配なので、現状を知ってもらった上で、どのようなサポートが受
けられるか相談したい。喘息もあり体調不良も心配。コミュニケーションも苦手。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	学内での移動（教室から教室への移動）に時間がかかり授業に間に合わず遅刻するかもしれないことを先生に分かっておいて欲しい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

離れた教室での授業の場合は、事前に担当教員に事情を説明し、遅れる旨の承諾を得るようにした

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	家事等（調理、洗濯等）に時間がかかるため、学生のボランティア等に手伝って欲しい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

別の形での配慮を実施（家事等が行ないやすいタイプの寮を提供した）

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	通院、買い物等の移動支援をしてもらえないか
---------	-----------------------

〔決定した配慮内容〕

別の形での配慮を実施（キャンパス間バスの利用の許可。体調不良でタクシー等を利用できない時はサポートする）

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 4	体調不良時に休養するスペースの確保をして欲しい
---------	-------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】 事前的改善措置

事例 No.520（上下肢機能障害）学内で生活介助のボランティアを募集希望等

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：学生生活支援担当部署

2. 支援が必要とされた場面

学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	トイレ介助をボランティアのヘルパーへ依頼しており、近隣施設で行なっているが、大学で行ないたいためヘルパーの駐車許可を取りたい
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した（申請書の提出を持って許可とする旨を伝達した）

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署

申し出内容 2	学内でボランティアを募集してもらいたい
---------	---------------------

〔決定した配慮内容〕

大学としてではなく、利用学生本人が募集掲示を作成したものを掲示することは可能である旨を伝達した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、 その他

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

ボランティア募集の掲示文書については持参してきていない。トイレ介助のボランティアを募集したいということだったが、入学時の事前面談で高校の先生も立会いのもと、大学としては用意しないということで合意している。大学としては、生活介助等は修学上の支援としては行なわないということを明文化し、ホームページでも公表している。

【参照】 本来業務 過重な負担

事例 No.537（上下肢機能障害）卒業論文作成に音声認識ソフトによる自動入力を試すことを希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：人文科学、4 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：その他

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

卒業論文作成にあたり、上肢麻痺のためにパソコンでの長文入力に時間がかかることから、音声認識ソフトを使用した文章自動入力を試したい旨、指導教員を經由して相談があった。情報システム系では、費用を抑えるために、OS 標準の音声認識機能を利用することを考えたが、学生が iPad ユーザーだったため、iOS 搭載の Siri を試すことを提案した。指導教員と介助者が立ち会いのもと、学生本人の口述による Siri を用いた文章自動入力を試したところ、満足のいく結果が得られたため、この方法で卒業論文の作成を行なうことになった。

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 本質の可視化 社会資源の活用

事例 No.613（上下肢機能障害）トイレ介助ヘルパーの配置を希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：その他、2 年次、肢体不自由（上下肢機能障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：その他

2. 支援が必要とされた場面

記載なし

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	トイレ介助ヘルパーを配置してほしい
-------	-------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を一部提供した(週2日10時から17時ヘルパー1名学内配置した)

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

[協議に参加した部署(者)]

教務担当部署、その他

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 社会資源の活用

事例紹介（病弱・虚弱）

病弱・虚弱（内部障害等）

事例 No.428（内部障害等）救急搬送に備え、かかりつけ医を大学近隣の病院に変更することを提案 …………… 77

病弱・虚弱（他の慢性疾患）

事例 No.246（他の慢性疾患）神経調節性失神との診断を受けた学生が実習参加を希望 …………… 79

事例 No.322（他の慢性疾患）授業、実習中の直立姿勢回避、授業欠席に関する配慮 …………… 80

事例 No.430（他の慢性疾患）通院のため出席できない必須科目のクラス変更に関する配慮 …………… 83

病弱・虚弱（内部障害等）

事例 No.428（内部障害等）救急搬送に備え、かかりつけ医を大学近隣の病院に変更することを提案

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、1 年次、病弱・虚弱（内部障害等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

休憩時間内に遠距離の教室へ移動する際など、急ぐと心臓に負担がかかるので可能なら教室移動等に関し、配慮をしてほしい

エレベーターの使用に気が引けてしまい、乗っていると周りから変な目で見られる発作がいつ起こるかわからず、発作時は自分で服薬できるが、その際は安静の確保に配慮してほしい

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	休憩時間内に遠距離の教室へ移動する際など、急ぐと心臓に負担がかかるので可能なら教室移動等に関し、配慮をしてほしい
---------	--

〔決定した配慮内容〕

教室移動に際し、体調等により移動に時間を要し、授業開始に間に合わない場合等があることを関係者に周知する、またその際には、聴講できなかった授業内容については可能な範囲で情報提供（該当箇所を指示する等）を頂きたい旨の文書を発行する

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	エレベーターの使用に気が引けてしまい、乗っていると周りから変な目で見られる
---------	---------------------------------------

〔決定した配慮内容〕

エレベーターの使用について、本人がヘルプマークをかばん等に掲げ、周囲に理解を求めることで対応をはかることを提案した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 3	発作がいつ起こるかわからず、発作時は自分で服薬できるが、その際は安静の確保に配慮してほしい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

発作時には保健室での休憩のほか、救急搬送の必要に備えて大学近隣の病院へかかりつけの病院を変更するよう提案をした

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

本人主体のもとヘルプマークを取得し、その後携帯しながら周囲への理解を求めている

本人主体のもと、以前利用していた病院から紹介状を書いてもらい、大学近隣の病院へと医療機関を変更した

【参照】心のバリアフリー

病弱・虚弱（他の慢性疾患）

事例 No.246（他の慢性疾患）神経調節性失神との診断を受けた学生が実習参加を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科(専攻)：保健（医・歯学を除く）、3 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

実習、フィールドワーク等

【相談内容】疾患があるが、実習に参加したい

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	病院にて神経調節性失神と診断を受けたが、実習に参加したい 不調を起こした場合には実習中の早退や休憩を認めてほしい
-------	---

〔決定した配慮内容〕

配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

保健センターを通じて面談、生活面へのアプローチを行ない、治療と病識の把握を優先していくことを勧めた。学生本人も面談や指導を通し、自身の病状について理解が進み、治療を最優先事項として半年間の休学措置を取ることを決定した。現在は病状の軽減に努めている。

【参照】建設的対話

事例 No.322（他の慢性疾患）授業、実習中の直立姿勢回避、授業欠席に関する配慮

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模：1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）：非公表、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	授業、実習中の直立姿勢維持の回避
---------	------------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署 (者)]

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)、
学生相談部門

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	授業を欠席した場合の課題提出による代替措置
---------	-----------------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署 (者)]

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門 (学部・学科、担当教員等)、
学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	授業を欠席した場合の補講
---------	--------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署（者）]

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、
学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっ
ている

申し出内容 4	試験を欠席した場合の追試験の実施
---------	------------------

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署（者）]

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、
学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっ
ている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

欠席回数が多くなると、補講が教員の負担となる。

学内実習については対応可能であるが、今後、学年の進行に伴い学外実習を行なう
場合の配慮提供が課題である。

【参照】 同等の機会 モニタリング

事例 No.430 (他の慢性疾患) 通院のため出席できない必須科目のクラス変更に関する配慮

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：社会科学、1 年次、病弱・虚弱（他の慢性疾患）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	複数時間で開講している必修科目について割振りの結果水曜午後割り当てられたが、難病の治療のために月一度（水曜午後）の通院が必要となるためクラス変更を希望
-------	---

〔決定した配慮内容〕

時間的な問題や履修システムでの処理の制約などにより、他曜日への変更が出来なかった。そのため当初の時限より 1 時限遅く開講しているクラスへ移動することを決定し、担当教員には、当該学生は治療のため遅刻の可能性のあることを説明した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

複数時限で開講している必修科目であったため、問題のない時限で履修できるように関連部署と連携を行ない、配慮を行なう必要があった

【参照】 同等の機会

事例紹介（発達障害）

発達障害（SLD）

- 事例 No.421（SLD）授業についていけない、期限までに課題の提出ができないとの
申し出 …………… 85

発達障害（ADHD）

- 事例 No.327（ADHD）学習困難による学生相談室への来室をきっかけに病院紹介、
診断へ …………… 86
- 事例 No.336（ADHD）集中できる時間が短いため、試験を数回に分けて
実施希望 …………… 87
- 事例 No.417（ADHD）海外研修参加に関する配慮、研修先との連携 …………… 88

発達障害（ASD）

- 事例 No.309（ASD）不適応感による学生相談室への来室をきっかけに病院紹介、
診断へ …………… 89
- 事例 No.316（ASD）他の学生と比べて、本人が「トラブル」だと感じることが多い
学生への対応 …………… 90
- 事例 No.407（ASD）言葉だけでなく筆記での意思表示も難しいため発表形式の変更
を希望 …………… 92
- 事例 No.481（ASD）インターネットのビデオ通話を利用した、別室での
遠隔授業 …………… 93
- 事例 No.486（ASD）レポート作成の道筋を示してほしいとの申し出 …………… 93
- 事例 No.490（ASD）急な予定変更、ルール変更、あいまいな指示等があると不安定
になるとの申し出 …………… 95
- 事例 No.542（ASD）ある一定場面において会話をすることが困難となるため配慮を
希望 …………… 97
- 事例 No.580（ASD）コミュニケーションのフォロー、スケジュール管理等 …… 98

発達障害（発達障害の重複）

- 事例 No.357（発達障害の重複）苦手な情報の授業にTAを3人配置 …………… 100
- 事例 No.547（発達障害の重複）文字媒体での連絡、メモを渡す、メモをとらせる等
の配慮 …………… 101
- 事例 No.642（発達障害の重複）別室受験、試験監督者によるマークシートへの転記、
試験時間延長等 …………… 103

発達障害（SLD）

事例 No.421（SLD）授業についていけない、期限までに課題の提出ができないとの申し出

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立短大、学校規模：1 から 499 人

【対象学生】学科（専攻）：その他、1 年次、発達障害（SLD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

- ・授業の内容についていけない
- ・指定された課題の提出ができない

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	授業時間外に課題に対する質問を受けたり、作成のアドバイスを する時間を設ける 課題提出までの期限を他の学生より延長する
-------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

1 学年前期終了後から、今後の進路について本人及び保護者との面談を重ねた。短大として専門機関の紹介を行ない臨床心理士による検査を経て、本人及び保護者も

障害についての理解に至り、療育手帳の取得手続きの準備をすすめた。進路変更を理由に1学年末退学している。

【参照】建設的対話

発達障害（ADHD）

事例 No.327（ADHD）学習困難による学生相談室への来室をきっかけに病院紹介、診断へ

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立短大、学校規模：1から499人

【対象学生】学科（専攻）：教育、2年次、発達障害（ADHD）

【支援の申し出】

1.支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2.支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	入学後に学習の困難により学生相談室での面談から受診、診断に至ったケース。学生相談室での学習に関するアドバイスと共に生活指導を行なった。就職に関する情報や本人の特性を踏まえた就職活動のために就職支援係と協働して就職支援を行なった。
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門、就職支援部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】 建設的対話 キャリア教育

事例 No.336 (ADHD) 集中できる時間が短いため、試験を数回に分けて実施希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 国立高専、学校規模：1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：工学、2 年次、発達障害（ADHD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：教務担当部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	単位認定試験実施の際に、集中できる時間が短いため、試験を数回に分けて実施して欲しい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門、就職支援部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	自ら学習計画を立て実行することが困難であるため、数科目（化学、数学、物理）の補講をお願いしたい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門、就職支援部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】本質の可視化

事例 No.417（ADHD）海外研修参加に関する配慮、研修先との連携

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、1 年次、発達障害（ADHD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：その他

2. 支援が必要とされた場面

実習・フィールドワーク等

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	ADHD と診断を受けている学生から、イギリスでの海外研修に参加したいとの申し出があった
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教育部門（学部・学科、担当教員等）、その他

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

出発前に、ADHDであることを確認し、受入れ先にも障害については連絡をしていた。先方からも必要な配慮・支援の問合せがあったが、本人の症状が軽度だったので、特別な支援・配慮はなく、一般学生と同様に派遣し、問題なく帰国した。

【参照】 同等の機会

発達障害（ASD）

事例 No.309（ASD）不適応感による学生相談室への来室をきっかけに病院紹介、診断へ

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 私立短大、学校規模：1 から 499 人

【対象学生】 学科（専攻）：教育、2 年次、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	学内での不適応感から学生相談室に来談。本人と保護者との面談の中で、病院紹介、診断に至ったケースである。対人関係での問題が主であったために、各教員での声掛けや学生相談室での継続的な面接を行なった。
-------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 建設的対話

事例 No.316 (ASD) 他の学生と比べて、本人が「トラブル」だと感じる事が多い学生への対応

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】学校規模：500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）：工学、2年次、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	発達障害（精神障害者福祉手帳2級）こだわりが強く、「こうしななければならない」と思い、その通りにいかないと焦ったり、パニックになったりすることもあるので、そのようなときは、その場を離れ、クールダウン等する必要がある。
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門、その他

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1. 申し立て

〔申し立てを受けた部署〕学生生活支援担当部署

〔申し立て内容〕

1. クラスメイト他等との人間関係

2. 学内施設利用の際の事前予約依頼

3. 通学のバスの乗車に関して、乗車中の他学生とのトラブル

4.学校行事中の他学生とのトラブル

2.申し立てへの対応

[申し立ての対応に関わった部署（者）]

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

[申し立てへの対応手順]

本人から、担当教員または支援担当教員、学生部担当等へ相談。

担当教員または学生部担当等から支援情報共有者へ連絡。対応を協議する。

決定した対応について保護者と本人へ連絡。了承、理解を得る。

事後、担当教員または支援担当教員が本人と面談し、状況を確認する。保護者へも連絡する。

[申し立てへの対応内容]

1.クラスメート他等との人間関係

担当教員と学生部で対象学生を呼び出して調査する。学則に従いながら、内容に応じて、迅速に対応。関わった学生の保護者への連絡、理解も得る。

2.学内施設利用の際の事前予約依頼

施設管理委託先に交渉し、WEBから予約できるように対応。その後、委託先が変わった後も、事前に予約できるように対応する。

3.通学のバスの乗車に関して、乗車中の他学生とのトラブル

担当教員と学生部で対象学生を呼び出して調査する。学則に従いながら、内容に応じて、迅速に対応。関わった学生の保護者への連絡、理解も得る。また、学生部等の教職員によるバス停での立哨も行なう。

4.学校行事中の他学生とのトラブル

担当教員と学生部で対象学生を呼び出して調査する。学則に従いながら、内容に応じて、迅速に対応。関わった学生の保護者への連絡、理解も得る。

[対応に対する学生の反応] 納得して、問題なく修学している

【その後の経過、課題等】

支援学生は、他学生に比べ本人がトラブルと感じることが多い。しかしながら、その都度迅速に対応し、保護者への連絡を密にすることで、かえって感謝されることが多いと思われる。特に、支援学生との日ごろからの面談が最も大切であると思われる。

【参照】 建設的対話 モニタリング

事例 No.407 (ASD) 言葉だけでなく筆記での意思表示も難しいため発表形式の変更を希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】 学科（専攻）：理学、4 年次、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	申し出内容言葉だけでなく筆記での意思表示も難しいため、発表形式の変更をしてほしい
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

通常は論文提出と口頭試問（発表）で学位認定を行なうが、ディプロマポリシーに照らし合わせて検討した結果、自ら考えて発表すること・質問にたいし本人の考えで振り返ることが優先されると考え、パワーポイントで資料を準備し、それを指し示すことで発表を行ない、質疑に関しては書面で質問をもらい、後日書面で回答することとし対応した

【参照】 本質の可視化

事例 No.481 (ASD) インターネットのビデオ通話を利用した、別室での遠隔授業

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模：10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）：非公表、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

授業中にフラッシュバックが起これ、それを振り払うために大声を出してしまう。

先生から大声を出したことについて注意を受け、以来、授業に出られなくなった。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	インターネットを利用したビデオ通話サービス等を利用した別室での遠隔授業による出席の許可（課題等は後日メール提出）
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】同等の機会 社会資源の活用

事例 No.486 (ASD) レポート作成の道筋を示してほしいとの申し出

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】国立高専、学校規模：500から999人

【対象学生】 学科（専攻）：その他、1年次、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付
支援の申し出があった
ニーズ聞き取りのための面談を実施した
申し出を受けた部署（者）：教務担当部署
2. 支援が必要とされた場面
授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	レポートについては、他の学生と発想が違うので心配であるが、レポート作成の道筋がわかれば対応出来る。母親に話しても対応可能
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	実習ではわからないまま作業を行なうと危険
---------	----------------------

〔決定した配慮内容〕

理解できないときは必ず先生に聞くことを約束。また、聞きやすい環境を提供するように努める。

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	言葉が見つからず、パニックになり泣き出した場合、別室で落ち着かせてから話を聞いてほしい
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】相談体制の整備 建設的対話

事例 No.490（ASD）急な予定変更、ルール変更、あいまいな指示等があると不安定になるとの申し出
--

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】非公表

【対象学生】学科（専攻）：非公表、1 年次、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：入試担当部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

発達障害に伴う聴覚過敏症がある

板書を書き写しながら授業を受けることができない（複数のことを同時に行なうことが難しい）

急激な予定変更、ルール変更があると不安定になる

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	聴覚過敏症のため一人で静かに過ごす場所がほしい
---------	-------------------------

〔決定した配慮内容〕

休憩用個室の提供

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	板書しながら授業を受けることができない（複数のことを同時にやるのが難しい）
---------	---------------------------------------

〔決定した配慮内容〕

担当教員の許可を得てデジカメでの撮影を行なう（必要であればノートテイクも検討する）

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 3	急激な予定変更やルール変更、曖昧な指示があると不安定になるので、できるだけ事前に具体的に伝えて欲しい
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 4	聴覚過敏症のため特定の授業のピンマイクの雑音が辛く授業に集中できないので何とかならないか
---------	--

〔決定した配慮内容〕

講義の雑音を軽減するため講師にピンマイクをスタンドマイクに変更することを依頼

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

本人に状況を聞くため連絡を取ろうとしたがとれず、依頼した教員に対応状況を確認した。困り事があると相談に来ることができる学生及び保護者であるため様子を見ている状況。

【参照】モニタリング

事例 No.542（ASD）ある一定場面において会話をすることが困難となるため配慮を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、1 年次、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教務担当部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導、実習・フィールドワーク等、事務窓口での対応

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	ある一定場面において、会話をすることが困難となるため、授業の対応をしてほしい
-------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

本人のヒアリングをし、全履修科目担当者に配慮依頼書を配付することとした。
また、各演習科目について、授業の進行方法を検討。本人・担当教員と三者面談を行ない、出席確認方法や発表方法などについて決定した。

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

交換ノートやコンディションシートなどを独自に作成し、コミュニケーションを図る教員もおり、スムーズに進んでいる。就職活動について、どのように取り組んでいくか、今後の課題となっている。

【参照】 建設的対話 心のバリアフリー

事例 No.580（ASD）コミュニケーションのフォロー、スケジュール管理等

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】学科（専攻）：その他、大学院、発達障害（ASD）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：その他

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	コミュニケーションのフォロー、人間関係のつまづき
---------	--------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 1	スケジュール管理
---------	----------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1. 申し立て

〔申し立てを受けた部署〕 学生生活支援担当部署

〔申し立て内容〕

寮の宿泊日が少なく、他学生との交流も普通にできない

2. 申し立てへの対応

〔申し立ての対応に関わった部署（者）〕

学生生活支援担当部署、施設・設備担当部署、保健管理部門

[申し立てへの対応手順]

担当教員、委員教員が聞き取り、委員会へ諮問し、対応について検討・協議を行なった

[申し立てへの対応内容]

宿泊日を可能な限り増やし、担当教員が当該学生の要望や精神状態を見ながら周囲とのコミュニケーションをサポートした

[対応に対する学生の反応] その他

【学外機関との連携、協議等】 学外機関と連携・協議し、提供できる配慮を調整した

【その後の経過、課題等】

コミュニケーションサポートであるため、教職員でどこまでフォローが可能、または不可能であるかを検討・協議して、対応内容について学生・保護者に説明を行なった。保護者の理解を得て、寮宿泊の日を可能な限り増やし、寮宿泊でない日は通学してもらったが、学生本人の理解を得るには時間を要した。寮や生活面の支援には今後も検討が必要と思われる。

【参照】 建設的対話 モニタリング

発達障害（発達障害の重複）

事例 No.357（発達障害の重複） 苦手な情報の授業にT Aを3人配置

【事例が起きた時期】 平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：社会科学、1年次、発達障害（発達障害の重複）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】 履修の仕方、対人関係や交流、集団生活（人混み）が苦手、学習方法

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	人混みが苦手な際に、学生相談室内の談話室で休み時間は過ごし、カウンセリングを定期的に受ける。困ったことがあれば、保健センターや事務室に伝える。
-------	---

[決定した配慮内容]

苦手な情報の授業には、TA を 3 人付けた。途中で退出しても追及しないよう、教員に周知した。

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署 (者)]

教育部門 (学部・学科、担当教員等)、保健管理部門、学生相談部門

[配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署 (者) に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 モニタリング

事例 No.547 (発達障害の重複) 文字媒体での連絡、メモを渡す、メモをとらせる等の配慮

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】 学科 (専攻)：人文科学、3 年次、発達障害 (発達障害の重複)

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった
ニーズ聞き取りのための面談を実施した
申し出を受けた部署 (者)：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	記憶定着のための対応(レジュメの配布、文字媒体での連絡、メモを渡す、メモをとらせるなど)
---------	--

[決定した配慮内容]

申し出通りの配慮を提供した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・
学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 2	教室への途中入退室
---------	-----------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・
学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 3	欠席についての理解
---------	-----------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・
学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

入学直前より支援の申し出があり、週に1回の面談を通して経過を観察しながら支援をおこなってきた。今年度（3年次）より、授業への出席回数も増え、定期試験もすべて受けられるようになった。授業に出席すること、集中することに困難があるため、時間をかけて学生生活を続けられるように、配慮と支援が必要となる。

【参照】建設的対話

事例 No.642（発達障害の重複）別室受験、試験監督者によるマークシートへの転記、試験時間延長等

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：受験時

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、1年次、発達障害（発達障害の重複）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：入試担当部署

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	別室での受験
---------	--------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

受験生の希望どおりの配慮を提供したため、特にフォローアップは行なっていない。

申し出内容 2	マークシートへのチェックマークでの解答および試験監督者によるマークシートへの転記
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

受験生の希望どおりの配慮を提供したため、特にフォローアップは行なっていない。

申し出内容 3	試験時間の延長
---------	---------

〔決定した配慮内容〕

障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため、配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

入試担当部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

申し出内容 2 の配慮を行なったため、特にフォローアップは行なっていない

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 同等の機会

事例紹介（精神障害）

精神障害（統合失調症等）

事例 No.450（統合失調症等）海外研修への参加希望の申し出 ……105

精神障害（神経症性障害等）

事例 No.302（神経症性障害等）出席回数が単位取得に足りない場合の代替措置の希望等 ……106

事例 No.375（神経症性障害等）卒論発表の別室審査、単位の合否掲示は個人を特定できないようにしてほしい等希望 ……108

事例 No.419（神経症性障害等）グループディスカッション、プレゼン等への配慮、聴覚過敏への配慮等 ……111

事例 No.526（神経症性障害等）担当教員の病状への理解、欠席への配慮を希望 ……112

事例 No.584（神経症性障害等）体調が悪いときに学内の他部署での休憩を断られたとの申し出 ……113

精神障害（他の精神障害）

事例 No.438（他の精神障害）在宅訪問実習時のトイレ使用に関する配慮 ……115

事例 No.473（他の精神障害）欠席が多かった授業の評価について配慮を希望 ……116

事例 No.519（他の精神障害）ホームページの男女別入試統計情報の削除願等 ……117

事例 No.531（他の精神障害）授業中の途中入退出の許可を希望 ……119

事例 No.536（他の精神障害）健康診断を自認する性別で受診もしくは個別対応を希望 ……120

精神障害（統合失調症等）

事例 No.450（統合失調症等）海外研修への参加希望の申し出

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】学科（専攻）：人文科学、3年次、精神障害（統合失調症等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：その他

2.支援が必要とされた場面

実習・フィールドワーク等

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	オーストラリアでの海外研修に参加したいとの申し出
-------	--------------------------

〔決定した配慮内容〕

学生との話し合いの結果、配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮内容決定までに学生と複数回話し合いを行ない、学生も納得したうえで合意形成を行なったため、フォローアップは特に行なっていない

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

本人から診断書が提出されていたが、最初に研修参加を検討していたときは、日常生活に問題がなかった。

研修参加学生とは、派遣前に複数回面談をすることになっている。二度目の面談の際、保健センターの担当と面談した。保健センターでは、派遣の際の配慮・支援内容を決定するため、本人に薬・食事制限・必要な配慮などを聞き取りをしていたが、それらを確認していくうちに、本人が段々と不安になってしまい、本人から参加を見送りたいと申し出があった。学校としては、本人の症状が安定することを優先し、安全面から派遣を見送ることとした。

【参照】 機会の同等 建設的対話

精神障害（神経症性障害等）

事例 No.302（神経症性障害等）出席回数単位取得に足りない場合の代替措置の希望等

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】公立大学、学校規模：1,000 から 1,999 人

【対象学生】学科（専攻）：非公表、精神障害（神経症性障害等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	出席回数が単位修得に必要な回数を満たせない場合の代替措置
---------	------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	定期の試験の別室受験
---------	------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

今後、フィールドワーク、学外実習での配慮をどのように行なうか、学生の希望する配慮と教育の本質を変えないこととの調整が課題である。本学では授業時間数の3分の2以上出席していない科目については定期試験を受けられないという決まりがあり、定期試験を受けられないと単位取得できない。授業の特性や教員によっては、レポート提出を出席の代替と認める科目もあり、そうでない科目もあったが、本人に説明し、それを聞いて本人は納得していた。

【参照】 本質的な変更 建設的対話

事例 No.375（神経症性障害等）卒論発表の別室審査、単位の合否掲示は個人を特定できないようにしてほしい等希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：その他

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：3 年次、精神障害（神経症性障害等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：障害学生支援部署

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	講義中の指名は避ける
---------	------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	試験の際は、座席を一番後ろか別室受験を希望
---------	-----------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 3	キャンパス外実習について、代替措置を希望
---------	----------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 4	人前での卒論発表は、症状を診ながら別室審査を希望
---------	--------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 5	掲示などによる単位の合否判定は、個人が特定できないよう希望
---------	-------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
 配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 同等の機会 建設的対話

事例 No.419 (神経症性障害等) グループディスカッション、プレゼン等への配慮、聴覚過敏への配慮等

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：社会科学、1 年次、精神障害（神経症性障害等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

神経症等の診断があり、人前で発表したり議論したりすること等で緊張が高まると、強い不安や恐怖、震えが起こる。極度になるとパニック状態となり、手の震えや動悸が止まらず、授業場所や集団内にいることが耐え難くなる。また、突然の大きな音や声に対して過敏性があり、不安と恐怖の症状が出る。周りの学生の雑談や雑音が気になり集中できない場合がある。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	グループディスカッション及び発表（プレゼン）に関する配慮として、グループメンバーに親しい友人がいること、多人数の前で一人で発表するのを避けたり本学生の役割分担を明確にしたりすること等
---------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

申し出内容 2	聴覚過敏への配慮として、突然のドア等の大きな音や学生の私語を控えるように対応すること
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 3	聴覚過敏への配慮として、本学生の座席は壁の近くで私語をする学生と離れたところになるようにお願いしたい
---------	--

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】心のバリアフリー

事例 No.526（神経症性障害等）担当教員の病状への理解、欠席への配慮を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、3 年次、精神障害（神経症性障害等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付
支援の申し出があった
ニーズ聞き取りのための面談を実施した
申し出を受けた部署（者）：教務担当部署
2. 支援が必要とされた場面
授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	担当教員に病状のご理解、および、欠席した場合のフォロー等の配慮について配慮依頼書を回付した
-------	---

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

- 2年次に初めて自身の症状に関する申し出があったが、進級後（3年次）については、同様の配慮は不要の旨の連絡があった

【参照】心のバリアフリー

事例 No.584（神経症性障害等）体調が悪いときに学内の他部署での休憩を断られたとの申し出

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】国立大学、学校規模：1,000から1,999人

【対象学生】学科（専攻）：教育、3年次、精神障害（神経症性障害等）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付
支援の申し出があった
ニーズ聞き取りのための面談を実施した
申し出を受けた部署（者）：その他
2. 支援が必要とされた場面
授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	体調が悪い時の休憩場所が欲しい
---------	-----------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 2	試験の欠席時、レポート提出の締め切り延長などへの配慮を希望する
---------	---------------------------------

〔決定した配慮内容〕

配慮を提供しなかった

〔不提供の理由〕

教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供しなかった学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供しなかった学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1. 申し立て

〔申し立てを受けた部署〕 障害学生支援部署

〔申し立て内容〕

体調が悪い時に、一時的なものでないことから、学内の他部署での休憩の利用を断られた

2. 申し立てへの対応

[申し立ての対応に関わった部署（者）] 障害学生支援部署

[申し立てへの対応手順]

支援担当部署で検討し、休憩場所の提供を行なった

支援室の開室時間に合わせた、利用のルールを設けた

関連部署・者と情報共有をはかった

[申し立てへの対応内容] 自身の状況に合わせて、休憩場所を利用している

[対応に対する学生の反応] 引き続き協議中

【その後の経過、課題等】

一次的な対処でしかなく、病理の根本の解決に至らず、修学上の不安定さが出ている。当初は本人の状態が良く時間内に休憩室（学生支援室）を使用していたが、講義の出席が増えるにつれ夜間まで使用時間がずれこむようになり、休憩室の終了時間を設けた。ただし発作等が起きた場合は延長等の対応を行なっている。

【参照】 モニタリング

精神障害（他の精神障害）

事例 No.438（他の精神障害）在宅訪問実習時のトイレ使用に関する配慮

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：保健（医・歯学を除く）、3 年次、精神障害（他の精神障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

実習・フィールドワーク等

【相談内容】

神経性頻尿の症状として、90 分から 120 分程度の時間間隔でお手洗いの時間を設定する必要がある。しかし、在宅訪問実習では長時間トイレに行けない場面が予想されるので、配慮をお願いしたい。また、周囲の学生に症状を知られないようにしたい。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	お手洗いの時間の確保
-------	------------

〔決定した配慮内容〕

90分から120分に1回の間隔でお手洗いの時間を確保するために、学科教員の車での移動により在宅訪問実習を実施する

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】社会的障壁

事例 No.473（他の精神障害）欠席が多かった授業の評価について配慮を希望

【事例が起きた時期】平成28年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000人以上

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、3年次、精神障害（他の精神障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

試験の評価、単位取得、卒業要件等

【相談内容】

特定授業での欠席が多かったため何らかの配慮を依頼してほしい。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	特定授業での欠席が多かったが評価時に何らかの配慮をしてほしい
-------	--------------------------------

〔決定した配慮内容〕

障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため、配慮を提供しなかった

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、学生相談部門
〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

特に不満が挙がらなかったため、特にフォローアップは行なっていない

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

本人に対し、配慮を行なわないことについて関連部署との連携で複数者による説明を行なった。支援部署担当職員1名で決定したのではないことで了解につながったと考えられる。

【参照】 同等の機会 本質的な変更

事例 No.519（他の精神障害）ホームページの男女別入試統計情報の削除願い等

【事例が起きた時期】 平成28年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：理学、1年次、精神障害（他の精神障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	通称名の使用を希望
---------	-----------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	受講する科目における受講者名簿の性別の修正
---------	-----------------------

[決定した配慮内容]

受講する科目における受講者名簿は、性別欄がない様式となっているため、現状どおりの様式を使用する

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

[協議に参加した部署（者）]

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した（しなかった）学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 3	外国語科目等の声を発する課題（スピーチ等）が有る場合、他の受講生の前ではなく、個別対応への配慮
---------	---

[決定した配慮内容]

当該学生も含めた受講者全員に対し、スピーチ課題からレポート提出に変更した

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

[協議に参加した部署（者）]

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 4	入試課ホームページに掲載されている入試統計情報において、性別が特定できないように配慮を希望（男女別に記載された統計情報の削除願い）
---------	---

[決定した配慮内容]

性別が特定できない統計情報については、本人了解のもと掲載することし、性別が特定できる資料については削除することとした

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、入試担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】社会的障壁 事前改善措置

事例 No.531（他の精神障害）授業中の途中入退出の許可を希望

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：10,000 人以上

【対象学生】学科（専攻）：社会科学、4 年次、精神障害（他の精神障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：学生相談部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	授業中の教室の出入りを認めてもらいたい
-------	---------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

学生生活支援担当部署、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

どの授業の教員も教室の出入りを咎めていたわけではないが、厳しく接していた教員には配慮願が出たことで説明はしやすくなったとのことである

【参照】心のバリアフリー

事例 No.536 (他の精神障害) 健康診断を自認する性別で受診もしくは個別対応を希望

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：5,000 から 9,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：理学、2 年次、精神障害（他の精神障害）

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

申し出を受けた部署（者）：教育部門（学部・学科、担当教員等）

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1	受講者名簿の性別表記を男性表記と変更を希望
---------	-----------------------

〔決定した配慮内容〕

受講者名簿には、性別欄がない様式となっているため、現状のとおりの名簿を用意することとした

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した（しなかった）学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 2	健康診断時に男性として受診もしくは個別等の対応を希望
---------	----------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 3	宿泊実習等のある講義を受講する場合、男性としての部屋割り及び入浴時の個室対応
---------	--

〔決定した配慮内容〕

宿泊実習等のある講義を受講した際に、担当教員等と調整することとした。

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

申し出内容 4	男性トイレの使用許可願い
---------	--------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】 記載なし

【参照】 社会的障壁

事例紹介（その他の障害）

- 事例 No.325（その他の障害） 集団になじめず、授業に出席することができないとの申し出 ……………122
- 事例 No.387（その他の障害） 入学後に授業、実習、行事が新校舎に移行したが、アレルギーのため参加困難 ……………123
- 事例 No.503（その他の障害） 一般的な解法とは異なる解法でのアプローチでの学習について ……………126

事例 No.325（その他の障害） 集団になじめず、授業に出席することができないとの申し出

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：入学後

【事例が起きた学校】 私立大学、学校規模：1,000 から 1,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：保健（医・歯学を除く）、4 年次、その他の障害

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：保健管理部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

集団になじめず教室内の他の学生が気になり、授業に出席することができない。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	別室で授業を受けたい・途中退室を認めてほしい
-------	------------------------

〔決定した配慮内容〕

早退は認めるが、個別の授業はできない

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した（しなかった）学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】記載なし

【参照】過重な負担

事例 No.387（その他の障害）入学後に授業、実習、行事が新校舎に移行したが、アレルギーのため参加困難

【事例が起きた時期】平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】私立大学、学校規模：500 から 999 人

【対象学生】学科（専攻）：芸術、4 年次、その他の障害

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：保健管理部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【相談内容】

本学生が 2 年次の後期に、大学の授業棟として新校舎が完成した。以来、ほぼ全ての授業が新しい校舎で行なわれるようになったが、学生は敏感なアレルギー体質のため何かの建材に反応し、短時間校舎に入っただけで、全身の湿疹・痒みなどひどいアレルギー反応の症状が出てしまう。（病院では「シックハウス症候群」と診断を受けた。）しかし転学等は希望せず、このままこの大学で勉強し卒業したい。新校舎では授業に出られないので、別のキャンパスにある旧校舎で個別に授業を受けるか、自宅のできる課題を出してもらうなどして単位をとりたい。専門実技や学科などの試験や、卒業式も別の校舎で参加させてほしい。校舎の掲示を見にこられないので別の手段で個別に連絡してほしい。

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容 1

他の校舎で個別に授業を受けたい

〔決定した配慮内容〕

可能な限り、別の校舎で個別に授業を行ない、できない科目は個別に課題を出して提出させ添削等の形で指導を行なう。希望する場合には授業の録音も許可した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した
決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した
関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 2	試験や行事も別の校舎で参加したい
---------	------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった
配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した

〔協議に参加した部署（者）〕

障害学生支援部署、学生生活支援担当部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門

〔配慮決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

申し出内容 3	学校の情報をもれなく確認できるように個別に連絡してほしい
---------	------------------------------

〔決定した配慮内容〕

ウェブサイトに掲載された情報は自分で確認し、それ以外の情報は可能な限り学校から連絡する。同じ授業を履修する友人にフォローしてもらい、掲示を見てもらいなど、自分でも注意して漏れのないようにする

[配慮内容の決定について]

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

[協議に参加した部署（者）]

障害学生支援部署、教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門、学生相談部門

[配慮決定後のモニタリング・フォローアップ]

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

配慮を提供した学生に対して、定期面談を行なっている

関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】

1.申し立て

[申し立てを受けた部署] 学生相談部門

[申し立て内容]

実技試験の個別対応の手配（日時・場所など）について通達がない

2.申し立てへの対応

[申し立ての対応に関わった部署（者）]

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、学生相談部門

[申し立てへの対応手順]

申出を受けた学生相談室から担当部署（事務局教務課および専門部会）に連絡し状況を確認、対応の要請と事後フォローを行なった

[申し立てへの対応内容]

申出を受けた学生相談室から担当部会の教員に確認したところ、試験に関する業務担当者のミスで個別対応の手配がされていなかったことがわかった。急遽、本人が受験できる別会場の他試験の前に入れて受験できるようにしてもらった。担当の教員からも本人にフォローされた

[対応に対する学生の反応] 納得して、問題なく修学している

【その後の経過、課題等】

在学期間の途中で新校舎が完成し、入学時には思いもよらなかった、新校舎の建材による強いアレルギー反応が卒業まで続いたため、その時々で本人の要望を聞き担当部署や教員との調整を重ね、できる限りの対応を行なった特殊なケースである。

「校舎に入れない」ことの影響は大きく、できるだけ配慮で個別に対応しても、他の学生と同等の機会を全て提供することは不可能であった。個別に課題を出しても通信制大学のようなカリキュラムはないので、結果本人の満足度もかなり低いレベルでの受講を受け入れざるを得ない科目もあり、勉学意欲の低下もみられた。そ

の困難がある程度は予測できたので、学生相談室では早い時期から、転学や留学の可能性も含めて何度も相談を行ったが、本人の「この大学で勉強し卒業したい」という意思が固く、結局、とても苦勞をして卒業までこぎつけた。支援者としては、本人にとってこれが最善の道であったのかという思いが残るケースであった。本ケースのように、入学時には存在しなかった配慮の必要が在学の途中で発生した場合、学校としてできるだけ配慮を提供すべく努力する一方で、そのリスクがあまりにも大きい場合は、本人に対して、益となりうる全ての方法（進路）を検討し最善の判断ができるための支援も必要である。

【参照】 同等の機会 事前的改善措置

事例 No.503（その他の障害） 一般的な解法とは異なる解法でのアプローチでの学習について

【事例が起きた時期】 平成 28 年度 発生時期：授業開始後

【事例が起きた学校】 国立大学、学校規模：2,000 から 4,999 人

【対象学生】 学科（専攻）：工学、3 年次、その他の障害

【支援の申し出】

1. 支援の申し出の受付

支援の申し出があった

ニーズ聞き取りのための面談を実施した

申し出を受けた部署（者）：保健管理部門

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

【申し出内容と配慮の提供】

申し出内容	一般的な解法とは異なる別解法でのアプローチでの学習を認めてほしい
-------	----------------------------------

〔決定した配慮内容〕

申し出通りの配慮を提供した

〔配慮内容の決定について〕

配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった

決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

〔協議に参加した部署（者）〕

教務担当部署、教育部門（学部・学科、担当教員等）、保健管理部門

〔配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ〕

配慮を提供した学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

【配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て】 申し立てはなかった

【その後の経過、課題等】

中学生のときに発達障害との診断を受けたが、高校時代は通院せず、一般の学生と同じように授業を受けていた。大学入学の際に、中学時代に診断を受けていたとの申し出があり、保健センターの方と定期的に面談することとなった。保健センターの方との面談で、本人より、「授業で教授が教えてくれる解法があるが、それとは違う解法があるので、それを答えても認めてほしい」との話が出た。数学などの解法の話である。本人は若干こだわりがある傾向があり、保健センターの方が、本人の話を受けて、学務課に配慮の連絡をしてきた。その連絡を受けて、学生が関わる担当教員に本人の希望を伝えた。

【参照】 心のバリアフリー

平成 29 年度紛争の防止、解決等事例集 調査結果概要

1. 回答状況

対応状況調査

区分	配付数	回答数	回収率
国立大学	86	61	70.9%
公立大学	89	66	74.2%
私立大学	608	394	64.8%
国立短大	-	-	-
公立短大	17	10	58.8%
私立短大	316	171	54.1%
国立高専	51	32	62.7%
公立高専	3	2	66.7%
私立高専	3	3	100.0%
大学	783	521	66.5%
短大	333	181	54.4%
高専	57	37	64.9%
計	1,173	739	63.0%

	配付数	回答数	回収率
国の機関	2	1	50.0%
都道府県	47	12	25.5%
政令指定都市	20	6	30.0%
計	69	19	27.5%

事例提供

設置別	学校数	提供校数	事例数
国立大学	86	24	78
公立大学	89	18	51
私立大学	608	102	298
国立短大	-	-	-
公立短大	17	2	2
私立短大	316	15	20
国立高専	51	9	23
公立高専	3	0	0
私立高専	3	2	5
大学	783	144	427
短大	333	17	22
高専	57	11	28
計	1,173	172	477

区分	配付数	事例提供数
国の機関	2	0
都道府県	47	4
政令指定都市	20	2
計	69	6

2. 対応状況調査結果

(1) 大学等

対応状況調査（大学等）まとめ		国立 大学	公立 大学	私立 大学	大学 小計	公立 短大	私立 短大	短大 小計	国立 高専	公立 高専	私立 高専	高専 小計	合計
		86	89	608	783	17	316	333	51	3	3	57	1,173
全体の回答数		60	66	394	520	10	171	181	32	2	3	37	738
1. 体制の整備 ※複数回答可		60	51	152	263	6	40	46	26	1	1	28	337
(1) 対応要領・留意事項、または基本方針、規程等	①対応要領またはそれに類する基本方針等がある	60	25	73	158	1	11	12	19	0	0	19	189
	②①をホームページで公開している	54	38	58	150	3	16	19	20	0	0	20	189
	③対応要領またはそれに類する基本方針等における留意事項がある	53	13	15	81	1	4	5	16	0	0	16	102
	④③をホームページで公開している	44	25	114	183	4	32	36	17	2	2	21	240
	⑤障害学生支援に関する規程等がある	30	5	17	52	2	2	4	4	2	0	6	62
	⑥⑤をホームページで公開している	44	29	29	102	3	7	10	5	0	0	5	117
	⑦障害者差別解消法に関する紛争の防止、解決等に関する文書がある	40	9	9	58	0	1	1	4	0	0	4	63
	⑧⑦をホームページで公開している	52	33	141	226	4	34	38	14	0	1	15	279
	⑨支援の申し出の対応手順に関する文書がある	38	9	48	95	0	6	6	4	0	0	4	105
	⑩⑨をホームページで公開している	46	32	126	204	3	28	31	14	2	1	17	252
(2) 合理的配慮の提供について検討・協議する組織	①専門委員会等がある	7	23	179	209	3	99	102	15	0	2	17	328
	②他の委員会等が対応している	8	11	85	104	3	40	43	3	0	0	3	150
	③委員会等はない	20	20	30	70	1	5	6	0	0	1	1	77
(3) 紛争解決のための第三者組織	①専門委員会等がある	30	23	128	181	4	61	65	13	0	2	15	261
	②他の委員会等が対応している	8	21	205	234	4	90	94	18	2	0	20	348
	③委員会等はない	6	4	19	29	1	2	3	0	0	0	3	32
	④第三者組織について学生に周知している	3	1	7	11	0	4	4	1	0	0	1	16
	⑤学生が不服、不満、苦情等の申し立てをするための文書（様式）がある	1	0	4	5	1	1	2	1	0	0	1	8
	⑥学外の第三者機関（国・自治体の相談機関等）について学生に周知している	60	42	135	237	4	43	47	22	0	1	23	307
(4) 障害者差別解消法に関する理解・啓発の取組	①入学時に学生が「障害の種類・程度や希望する配慮事項」について申告する文書（様式）がある	48	33	125	206	4	47	51	14	1	1	16	273
	②障害者差別解消法に関するパンフレット等を教職員に配付している	14	5	28	47	2	11	13	2	0	0	2	62
	③障害学生支援に関するパンフレット、マニュアル等を教職員に配付している	22	10	80	112	1	15	16	3	0	0	3	131
	④入学時に学生が「障害の種類・程度や希望する配慮事項」について申告する文書（様式）がある	37	29	131	197	3	33	36	16	0	2	18	251
2. 合理的配慮提供にあたっての	①入学時に学生が「障害の種類・程度や希望する配慮事項」について申告する文書（様式）がある	58	60	321	439	6	121	127	30	0	3	33	599
	②支援の申し出に関する受付窓口がある	57	41	198	296	2	62	64	20	1	1	22	382
	③支援の申し出に関する受付窓口について学生に周知している	45	36	119	200	4	27	31	11	0	2	13	244
	④支援の申し出についての申請書（様式）がある	57	52	294	403	6	111	117	26	0	1	27	547
(1) 支援の申し出	①コース聞き取りのための学生との面談を実施している	57	53	291	401	7	109	116	30	1	3	34	551
	②配慮内容の決定にあたっては学生の意思を尊重、確認している	55	46	232	333	4	80	84	19	0	2	21	438
	③申し出とりの対応ができない場合、可能な代替支援について提案している	57	54	338	449	8	138	146	31	2	3	36	631
(2) 建設的対話	①配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なう場合がある	54	36	202	292	4	64	68	12	0	1	13	373
	②配慮内容によっては学外機関との連携や相談を行なっている	42	24	142	208	4	45	49	17	0	0	17	274
	③配慮内容決定後の学生に対するフォローアップシステムがある	31	16	71	118	2	15	17	8	0	1	9	144
(3) 配慮内容の決定	①配慮内容決定後の学生に対するフォローアップシステムがある	45	39	246	330	5	100	105	27	1	3	31	466
	②配慮内容決定後、必要に応じてフォローアップを行なっている	1	7	40	48	0	19	19	0	0	0	0	67
	③フォローアップは特に行なっていない	19	8	44	71	0	10	10	7	0	0	7	88
	④配慮を提供しなかった学生に対してもフォローアップを行なっている	7	4	15	26	0	4	4	0	0	0	0	30
(4) 配慮内容決定後のフォローアップ	①高等教育機関としての本来の業務に付随するものはなかったため	11	4	30	45	0	6	6	4	0	0	4	55
	②障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため	15	7	30	52	0	3	3	1	0	0	1	56
	③教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため	1	3	14	18	0	5	5	0	0	0	0	23
	④事務・事業への影響の程度	7	5	37	49	0	11	11	0	0	0	0	60
	⑤実現可能性の程度	10	2	39	51	0	12	12	1	0	0	1	64
	⑥費用・負担の程度	1	0	6	7	0	5	5	0	0	0	0	12
	⑦事務・事業規模	5	0	12	17	0	7	7	1	0	0	1	25
	⑧財政・財務状況	20	8	57	85	0	18	18	4	0	0	4	107
3. 各部署・施設等での対応 ※	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	42	28	196	266	3	68	71	13	0	0	13	350
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	15	12	63	90	0	14	14	2	0	0	2	106
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	43	21	135	199	0	35	35	7	0	0	7	241
	④同行の介助者や教職員による必要書類の代筆を認めている	28	12	87	127	0	23	23	4	0	0	4	154
(1) 入試担当部署	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	49	31	202	282	2	71	73	13	0	1	14	369
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	24	16	70	110	0	24	24	1	0	1	2	136
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	42	22	158	222	3	37	40	8	0	0	8	270
	④同行の介助者や教職員による必要書類の代筆を認めている	19	8	63	90	1	18	19	6	0	0	6	115
(2) 教務・学生生活担当部署	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	47	33	191	271	2	68	70	17	0	1	18	359
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	22	16	74	112	0	20	20	6	0	0	6	138
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	46	31	227	304	2	75	77	13	1	1	15	396
	④健康診断等において、障害を理由とする配慮を実施している	45	27	174	246	4	60	64	16	0	1	17	327
(3) 保健管理担当部署	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	35	9	82	126	1	20	21	7	0	0	7	154
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	47	29	214	290	3	70	73	17	0	1	18	381
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	26	16	87	129	1	28	29	8	0	0	8	166
	④高い所に置かれた資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている	26	8	62	96	0	21	21	4	0	0	4	121
(4) 学生相談担当部署	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	43	24	190	257	1	65	66	13	0	1	14	337
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	28	13	74	115	1	27	28	2	0	1	3	146
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	40	21	161	222	3	46	49	10	0	1	11	282
	④高い所に置かれた資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている	28	8	71	107	0	27	27	3	0	0	3	137
	⑤事務・事業規模	40	29	190	259	2	61	63	11	0	1	12	334
(5) 就職支援担当部署	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している	31	13	96	140	0	34	34	2	0	0	2	176
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している	44	29	195	268	3	69	72	12	0	1	13	353
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している	51	29	192	272	6	54	60	16	1	2	19	351
	④高い所に置かれた図書・資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている												
	⑤椅子利用者等が他の学生と同様に利用できるよう、施設・設備を改善している												
(6) 図書館、コンピュータ室、実習室、食堂等	①窓口、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している												
	②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している												
	③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している												
	④高い所に置かれた図書・資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている												
	⑤椅子利用者等が他の学生と同様に利用できるよう、施設・設備を改善している												

(2) 相談機関

全体の回答数	20
1. 障害学生からの相談への対応について ※複数回答可	
①提供できる支援について当該校と連携し調整する	7
②当該校との間に立って調整する	10
③当該校に伝達する	14
④他の機関や人を紹介する	8
⑤当該校との対応について助言する	12
⑥当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援する	7
⑦その他	4

3. 提供事例概要

大学等の事例（477件）

学部（学科）	数
人文科学	95
社会科学	114
理学	31
工学	79
農学	1
保健（医・歯学）	7
保健（医・歯学を除く）	17
商船	3
家政	15
教育	37
芸術	26
その他	34
記載なし	18

年次	数
1年次	184
2年次	84
3年次	68
4年次	65
5年次	1
6年次	1
大学院	17
記載なし	57

発生時期	数
受験時	175
入学後	165
授業開始後	54
進級時	13
就職時期	8
その他	46
記載なし	16

障害種別		数
視覚障害	盲	17
	弱視	18
	小計	35
聴覚・言語障害	聾	15
	難聴	84
	言語障害のみ	0
	小計	99
肢体不自由	上肢機能障害	5
	下肢機能障害	41
	上下肢機能障害	44
	他の機能障害	4
	小計	94
病弱・虚弱	内部障害等	13
	他の慢性疾患	18
	小計	31
重複	重複	14
発達障害	SLD	2
	ADHD	25
	ASD	39
	発達障害の重複	22
	小計	88
精神障害	統合失調症等	5
	気分障害	7
	神経症性障害等	13
	摂食障害・睡眠障害等	0
	他の精神障害	35
小計	60	
その他の障害	その他の障害	47
記載なし	記載なし	9

申し出を受けた部署 ※複数回答あり	数
A.障害学生支援部署	77
B.入試担当部署	129
C.学生生活支援担当部署	57
D.教務担当部署	84
E.施設・設備担当部署	2
F.教育部門（学部・学科、担当教員等）	31
G.保健管理部門	17
H.学生相談部門	39
I.就職支援部門	7
J.その他	9
記載なし	25

支援を要する場面 ※複数回答あり	数
A. 受験・入学	171
B. 授業・研究指導	338
C. 実習、フィールドワーク等	118
D. 事務窓口での対応	72
E. 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加	79
F. 学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供	50
G. 試験の評価、単位取得、卒業要件等	56
H. キャリア教育、就職活動	31

支援の申し出	数
支援の申し出があった	455
漠然とした相談があった	147
具体的な申し出（延べ数）	788

個々の申し出に対する対応

協議に参加した部署 ※複数回答あり	数
A. 障害学生支援部署	297
B. 入試担当部署	251
C. 学生生活支援担当部署	317
D. 教務担当部署	497
E. 施設・設備担当部署	124
F. 教育部門（学部・学科、担当教員等）	550
G. 保健管理部門	224
H. 学生相談部門	208
I. 就職支援部門	53
J. その他	70

決定した配慮内容	数
A. Aの通りの配慮を提供した	645
B. 配慮を提供しなかった	26
その他	117
計	788

不提供の理由	数
A. 高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため	1
B. 障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため	12
C. 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため	7
D. 過重な負担（事務・事業への影響の程度）	3
E. 過重な負担（実現可能性の程度）	13
F. 過重な負担（費用・負担の程度）	6
G. 過重な負担（事務・事業規模）	0
H. 過重な負担（財政・財務状況）	0

合意形成	数
A. できた	755
B. できなかった	6
その他	14
記載なし	13

合意形成できたと考える根拠	数
A. こちらの提案を受け入れた	521
B. その後特に何も言っていない	161
その他	62
記載なし	11

配慮内容の決定について ※複数回答あり	数
A. 配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なった	661
B. 配慮内容の決定は建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった	577
C. 配慮内容の決定は学校が行ない、学生には決定後に通知した	338
D. 決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した	375

モニタリング・フォローアップ ※複数回答あり	数
A. 配慮を提供した（しなかった）学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった	265
B. 配慮を提供した（しなかった）学生に対して、定期面談を行なっている	306
C. 関係部署（者）に対してその後の状況に関して情報共有、聞き取り等を行なっている	239
D. 特にフォローアップは行なっていない	239

事後評価	数
A. ニーズを満たし、学生も満足している	475
B. ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している	130
C. ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している	18
D. ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる	3
その他	69
記載なし	70

協力者会議

独立行政法人日本学生支援機構は、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』を作成・構築するにあたり、必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議を設置しました。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』 協力者会議設置要項

平成28年4月13日
理事裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』（以下「事例集」という。）を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議（以下「会議」という。）の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事例集に関する事例の収集方法について
- (2) 事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3) 事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4) 事例集のデータベース仕様について
- (5) その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月13日から施行する。

協力者

(五十音順・敬称略)

柏倉秀克 日本福祉大学社会福祉学部 教授／学生支援センター センター長

川島聡 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

近藤武夫 東京大学先端科学技術研究センター 准教授

白澤麻弓 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター障害者支援研究部 准教授

村田淳 京都大学学生総合支援センター 准教授／チーフコーディネーター

索引（支援の場面別）

該当場面については、事例内容から、あてはまる場面を選んでいきます。事例本文中の「支援が必要とされた場面」には、学校の回答を掲載しています。

支援の場面（受験・入学）

視覚障害の事例

- 事例 No.410 問題用紙の拡大、日光が当たらない座席の指定等 ……27
事例 No.446 問題用紙の拡大、時間延長、解答用紙の変更等 ……29

聴覚・言語障害の事例

- 事例 No.392 受験時の補聴器使用・座席配慮や音声認識ソフトを利用した講義を希望 ……36

肢体不自由の事例

- 事例 No.379 感染症対策、電動車椅子への対応、トイレ介助等 ……69
事例 No.594 車での送迎、エレベーター・車椅子用トイレの使用、専用机の使用等 ……58
事例 No.651 別室受験、試験監督者によるマークシートへの転記、試験時間延長、器具の装着 ……50

発達障害の事例

- 事例 No.642 別室受験、試験監督者によるマークシートへの転記、試験時間延長等 ……103

精神障害の事例

- 事例 No.519 ホームページの男女別入試統計情報の削除願い等 ……117

支援の場面（授業・研究）

視覚障害の事例

- 事例 No.410 問題用紙の拡大、日光が当たらない座席の指定等 ……27
事例 No.456 問題用紙のタブレットへの格納、解答用紙の変更等 ……32
事例 No.475 書籍等のテキストデータ化および e-book の購入 ……34
事例 No.656 レジュメの図やグラフはスキャンだけでは理解できないのでノートテイク等でサポート希望 ……25

聴覚・言語障害の事例

- 事例 No.233 授業、演習・実習で使用する聴診器等の電子機器による支援 ……39
- 事例 No.392 受験時の補聴器使用・座席配慮や音声認識ソフトを利用した講義を希望 ……36
- 事例 No.422 座席配慮、授業内容は板書または紙媒体（全員に配付）で提示する等 ……42
- 事例 No.553 英語クラスの変更、授業の重要部分の板書等を希望 ……43
- 事例 No.621 講義や流れてくる音声を復唱するヘルパーの配置希望 ……45
- 事例 No.705 学外研修参加時にノートテイクの支援を希望 ……46

肢体不自由の事例

- 事例 No.232 薬局・病院実習参加要件となる実技評価に OSCE を採用 ……52
- 事例 No.303 体育実技で他の学生と同じ授業内で補助員とのマンツーマン授業実施等 ……68
- 事例 No.480 寮での家事や買い物、通院等に支援を希望 ……71
- 事例 No.485 就職活動支援、パソコン検定（MOS）受験困難等 ……49
- 事例 No.528 座席配慮、生活介助のボランティア学生を同じクラスに配置希望等 ……53
- 事例 No.576 身障者トイレ、ベッド付き休憩室の設置、車での通学に関する配慮等 ……55
- 事例 No.663 車椅子での入寮、身障者用駐車スペースの確保、エレベーターの設置等を希望 ……60
- 事例 No.682 体育実技やフィールドワークに参加できるか不安 ……62
- 事例 No.707 トイレや教室の座席に関する配慮状況について不服申し立てがあった ……64

病弱・虚弱の事例

- 事例 No.322 授業・実習中の直立姿勢回避、授業欠席に関する配慮 ……80
- 事例 No.428 救急搬送に備え、かかりつけ医を大学近隣の病院に変更することを提案 ……77
- 事例 No.430 通院のため出席できない必須科目のクラス変更に関する配慮 ……83

発達障害の事例

- 事例 No.336 集中できる時間が短いため、試験を数回に分けて実施希望 ……87
- 事例 No.357 苦手な情報の授業に TA を 3 人配置 ……100
- 事例 No.421 授業についていけない、期限までに課題の提出ができないとの申し出 ……85
- 事例 No.481 インターネットのビデオ通話を利用した、別室での遠隔授業 ……93
- 事例 No.486 レポート作成の道筋を示してほしいとの申し出 ……93
- 事例 No.490 急な予定変更、ルール変更、あいまいな指示等があると不安定になるとの申し出 ……95
- 事例 No.542 ある一定場面において会話をすることが困難となるため配慮を希望 ……97
- 事例 No.547 文字媒体での連絡、メモを渡す、メモをとらせる等の配慮 ……101

精神障害の事例

- 事例 No.302 出席回数が単位取得に足りない場合の代替措置の希望等 ……106
- 事例 No.375 卒論発表の別室審査、単位の合否掲示は個人を特定できないようにしてほしい等希望 ……108

事例 No.419 グループディスカッション、プレゼン等への配慮、聴覚過敏への配慮等	111
事例 No.519 ホームページの男女別入試統計情報の削除願い等	117
事例 No.526 担当教員の病状への理解、欠席への配慮を希望	112
事例 No.531 授業中の途中入退出の許可を希望	119
事例 No.536 健康診断を自認する性別で受診もしくは個別対応を希望	120

その他の障害の事例

事例 No.325 集団になじめず、授業に出席することができないとの申し出	122
事例 No.503 一般的な解法とは異なる解法でのアプローチでの学習について	126

支援の場面（実習等）

視覚障害の事例

事例 No.315 通学路上の障害物に関する自治体への撤去依頼等	23
----------------------------------	----

聴覚・言語障害の事例

事例 No.233 授業、演習・実習で使用する聴診器等の電子機器による支援	39
事例 No.553 英語クラスの変更、授業の重要部分の板書等を希望	43

肢体不自由の事例

事例 No.232 薬局・病院実習参加要件となる実技評価に OSCE を採用	52
事例 No.271 車椅子での病院実習可能な実習先の開拓	53
事例 No.303 体育実技で他の学生と同じ授業内で補助員とのマンツーマン授業実施等	68
事例 No.682 体育実技やフィールドワークに参加できるか不安	62

病弱・虚弱の事例

事例 No.246 神経調節性失神との診断を受けた学生が実習参加を希望	79
事例 No.322 授業・実習中の直立姿勢回避、授業欠席に関する配慮	80

発達障害の事例

事例 No.417 海外研修参加に関する配慮、研修先との連携	88
事例 No.486 レポート作成の道筋を示してほしいとの申し出	93

精神障害の事例

事例 No.375 卒論発表の別室審査、単位の合否揭示は個人を特定できないようにしてほしい 等希望	108
事例 No.438 在宅訪問実習時のトイレ使用に関する配慮	115
事例 No.450 海外研修への参加希望の申し出	105
事例 No.536 健康診断を自認する性別で受診もしくは個別対応を希望	120

支援の場面（事務窓口）

発達障害の事例

- 事例 No.490 急な予定変更、ルール変更、あいまいな指示等があると不安定になるとの申し出 ……95
- 事例 No.542 ある一定場面において会話をすることが困難となるため配慮を希望 ……97
- 事例 No.547 文字媒体での連絡、メモを渡す、メモをとらせる等の配慮 ……101

支援の場面（式典・行事）

視覚障害の事例

- 事例 No.315 通学路上の障害物に関する自治体への撤去依頼等 ……23

聴覚・言語障害の事例

- 事例 No.349 オープンキャンパスで口元が見えるよう最前列の座席で手話通訳を希望 ……40
- 事例 No.705 学外研修参加時にノートテイクの支援を希望 ……46

支援の場面（寮・施設）

視覚障害の事例

- 事例 No.315 通学路上の障害物に関する自治体への撤去依頼等 ……23

肢体不自由の事例

- 事例 No.303 体育実技で他の学生と同じ授業内で補助員とのマンツーマン授業実施等 ……68
- 事例 No.480 寮での家事や買い物、通院等に支援を希望 ……71
- 事例 No.520 学内で生活介助のボランティアを募集希望等 ……73
- 事例 No.576 身障者トイレ・ベッド付き休憩室の設置、車での通学に関する配慮等 ……55
- 事例 No.658 授業で使用する参考図書等を保管する専用ロッカーの設置を希望 ……59
- 事例 No.663 車椅子での入寮、身障者用駐車スペースの確保、エレベーターの設置等を希望 ……60
- 事例 No.707 トイレや教室の座席に関する配慮状況について不服申し立てがあった ……64

病弱・虚弱の事例

- 事例 No.428 救急搬送に備え、かかりつけ医を大学近隣の病院に変更することを提案 ……77

支援の場面（試験・単位）

聴覚・言語障害の事例

事例 No.409 留学要件の英語の試験でリスニングについて配慮希望 ……41

肢体不自由の事例

事例 No.232 薬局・病院実習参加要件となる実技評価に OSCE を採用 ……52

事例 No.284 手が不自由なため定期試験をレポートに代替希望 ……67

事例 No.537 卒業論文作成に音声認識ソフトによる自動入力を試すことを希望 ……74

事例 No.707 トイレや教室の座席に関する配慮状況について不服申し立てがあった ……64

病弱・虚弱の事例

事例 No.322 授業・実習中の直立姿勢回避、授業欠席に関する配慮 ……80

発達障害の事例

事例 No.336 集中できる時間が短いため、試験を数回に分けて実施希望 ……87

事例 No.407 言葉だけでなく筆記での意思表示も難しいため発表形式の変更を希望 ……92

精神障害の事例

事例 No.302 出席回数が単位取得に足りない場合の代替措置の希望等 ……106

事例 No.375 卒論発表の別室審査、単位の可否掲示は個人を特定できないようにしてほしい
等希望 ……108

事例 No.473 欠席が多かった授業の評価について配慮を希望 ……116

事例 No.584 体調が悪いときに学内の他部署での休憩を断られたとの申し出 ……113

支援の場面（その他）

視覚障害の事例

事例 No.315 通学路上の障害物に関する自治体への撤去依頼等 ……23

事例 No.475 書籍等のテキストデータ化および e-book の購入 ……34

肢体不自由の事例

事例 No.303 体育実技で他の学生と同じ授業内で補助員とのマンツーマン授業
実施等 ……68

事例 No.480 寮での家事や買い物、通院等に支援を希望 ……71

事例 No.485 就職活動支援、パソコン検定（MOS）受験困難等 ……49

事例 No.520 学内で生活介助のボランティアを募集希望等 ……73

事例 No.528 座席配慮、生活介助のボランティア学生を同じクラスに配置希望等 ……53

事例 No.613 トイレ介助のヘルパーの配置を希望	75
事例 No.707 トイレや教室の座席に関する配慮状況について不服申し立てがあった	64

病弱・虚弱の事例

事例 No.428 救急搬送に備え、かかりつけ医を大学近隣の病院に変更することを 提案	77
--	----

発達障害の事例

事例 No.309 不適応感による学生相談室への来室をきっかけに病院紹介、診断へ	89
事例 No.316 他の学生と比べて、本人が「トラブル」だと感じる事が多い学生 への対応	90
事例 No.327 学習困難による学生相談室への来室をきっかけに病院紹介、診断へ	86
事例 No.357 苦手な情報の授業に TA を 3 人配置	100
事例 No.486 レポート作成の道筋を示してほしいとの申し出	93
事例 No.490 急な予定変更、ルール変更、あいまいな指示等があると不安定になるとの申 し出	95
事例 No.580 コミュニケーションのフォロー、スケジュール管理等	98

精神障害の事例

事例 No.519 ホームページの男女別入試統計情報の削除願い等	117
事例 No.536 健康診断を自認する性別で受診もしくは個別対応を希望	120
事例 No.584 体調が悪いときに学内の他部署での休憩を断られたとの申し出	113

その他の障害の事例

事例 No.387 入学後に授業、実習、行事が新校舎に移行したが、アレルギーのため参加困 難	123
---	-----

「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する
紛争の防止・解決等事例集

平成 29 年度収集事例

平成 30 年 6 月

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話：03-5520-6176 FAX：03-5520-6051

E-Mail：tokubetsushien@jasso.go.jp